MEDIAEDGE-STB3

設定ガイド

canopus

ご購入製品を使用される際の注意事項

ここでは、ご購入製品を使用されるときにご注意いただきたい事柄について説明しています。ご使用方法や、この内容について不明な点、疑問点などがございましたら、カノープス株式会社 システムエンジニアリング部 MEDIAEDGEサポート担当までお問い合わせください。

カノープス株式会社 システムエンジニアリング部
MEDIAEDGEサポート担当
TEL.078-992-4432 (10:00～12:00、13:00～17:00)
※土、日、祝日および当社指定休日を除く
FAX.078-993-4776 (24時間受付)
※回答は土、日、祝日および当社指定休日を除く

安全にお使いいただくために

絵表示について

本製品を正しくお使いいただくために次のような表示をしています。
内容をよく理解してから本文をよくお読みください。

警告

取り扱いを誤ると、死亡または重傷を負うおそれのある内容を示しています。

注意

取り扱いを誤ると、けがや周囲の物品を損傷するおそれのある内容を示しています。

注意 は注意を促す事項を示しています。

禁止 はしてはいけない行為を示しています。

強制 はしなければならない行為を示しています。

ご注意

(1) 本製品の一部または全部を無断で複製することを禁止します。
(2) 本製品の内容や仕様は将来予告無しに変更することがあります。
(3) 本製品は内容について万全を期して作成いたしましたが、万一ご不審な点や誤り、記載漏れなどお気付きの点がございましたら、当社までご連絡ください。
(4) 運用した結果については、(3)項にかかわらず責任を負いかねますので、ご了承ください。
(5) ご使用上の過失の有無を問わず、本製品の運用において発生した逸失利益を含む特別、付随的、または派生的損害に対するいかなる請求があったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
(6) 本製品付属のソフトウェア、ハードウェア、マニュアル、その他添付物を含めたすべての関連製品に関して、解析、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアッセンブリを禁じます。
(7) カノープス、CANOPUS/カノープスおよびそのロゴは、カノープス株式会社の登録商標です。
(8) MEDIAEDGEはカノープス株式会社の登録商標です。
(9) Microsoft、Windowsは米国マイクロソフト・コーポレーションの登録商標です。また、その他の商品名やそれに類するものは各社の商標または登録商標です。

表記について

■ 本書での説明と実際の運用方法とで相違点がある場合には、実際の運用方法を優先するものとします。
■ 説明の便宜上、実際の製品とイラストおよび画面写真が異なる場合があります。

警告

■ 健康上のご注意

ごくまれに、コンピュータのモニタおよびテレビ画面に表示される強い光の刺激や点滅によって、一時的にてんかん・意識の喪失などが引き起こされる場合があります。こうした経験をこれまでにされたことがない方でも、それが起こる体質をもっていることも考えられます。こうした経験をお持ちの方や、経験をお持ちの方の血縁にあたられる方は、本製品を使用される前に必ず医師と相談してください。

■ 著作権について

テレビ放送やビデオなど、他人の作成した映像/音声をキャプチャしたデータは、動画、静止画に関わらず個人として楽しむ以外は、著作権法上、権利者に無断では使用できません。また、個人として楽しむ目的であっても複製が制限されている場合があります。キャプチャしたデータのご利用に対する責任は当社では一切負いかねますのでご注意ください。

警告

禁止

● 電源コードを傷つけない

電源コードを傷つけると、火災や感電の原因となります。

コードの上に重いものをのせたり、熱器具に近づけたりしないでください。また、コードを折り曲げたり、加工しないでください。

ACアダプタを抜くときは、プラグ部分を持ってください。

コードが傷んだら、お買い上げの販売店もしくは、当社システムエンジニアリング部まで交換をご依頼ください。

分解禁止

● キャビネットを開けない

キャビネットを開けたり改造したりすると、火災や感電の原因となります。

内部の点検、修理はお買い上げの販売店もしくは、当社システムエンジニアリング部までご依頼ください。

禁止

● ほこりや湿気の多い場所では使用しない

ショートや発熱が起こり、火災や感電の原因となります。

禁止

● 内部に水や異物を入れない

水や異物が入ると、火災や感電の原因となります。

万一、水や異物が入った場合は、本体の電源を切り、電源コードをコンセントから抜いて、お買い上げの販売店もしくは、当社システムエンジニアリング部までご連絡ください。

禁止

● 雷が鳴り出したら使わない

本体や、プラグには触れないでください。感電の原因となります。

接触禁止

● ぬれた手でACアダプタを触らない

ぬれた手でACアダプタを抜き差ししないでください。感電の原因となります。

火災

● 直射日光の当たる場所に置かない

日光の当たる場所や熱器具のそばに置かないでください。

火災や製品の故障の原因となります。

プラグを抜く

● 煙が出た状態で使用しない

煙が出る、異臭がするなどの異常状態で使用しないでください。

火災や製品の故障の原因となります。

異常が発生したら、本体の電源を切り、電源コードを抜いて、煙が消えたのを確認してから、お買い上げの販売店もしくは、当社当社システムエンジニアリング部までご連絡ください。

プラグを抜く

● 製品が破損した状態で使用しない

本製品を落としたり、カバーを破損した状態のまま使用しないでください。

火災や製品の故障の原因となります。

製品が破損した場合は、本体の電源を切り、電源コードをコンセントから抜いて、お買い上げの販売店もしくは、当社システムエンジニアリング部までご連絡ください。

注意

● 不安定な場所に置かない

不安定な台の上や傾いたところに置かないでください。
落下するおそれがあり、けがをしたり、製品の故障の原因となります。

● お手入れの際は電源を切る

接続するときやお手入れの際は、電源コードを抜いてください。
感電や製品の故障の原因となります。
お手入れの際は、シンナーなどの揮発性の溶剤を使用しないでください。

● 指定外のACアダプタを使わない

付属のAC アダプタ以外の製品を使わないでください。
火災や製品の故障の原因となります。

● コード類は正しく配置する

電源コードやAV ケーブルは整理して配置してください。
足にひっかけると、けがや製品の故障の原因となります。

● 本体を布などで覆わない

風通しの悪い場所や布などで覆った状態で使用しないでください。
通風孔がふさがれると内部に熱がこもって、火災や製品の故障の原因となります。

● 長時間使わないときはACアダプタを外す

使用しないときは、安全のためACアダプタをコンセントから外してください。

MEDIAEDGE-STB3
設定ガイド
July 13,2006

Copyright © 2006 Canopus Co., Ltd.
All rights reserved.

目次

第1章 確認 1

1. はじめに 2
1-1. ご使用に当たっての留意事項 2
1-2. パッケージ内容の確認 2
■MEDIAEDGE-STB3 同梱物 2
1-3. 当社ホームページについて 3
1-4. 利用許諾について 4
2. MEDIAEDGE-STB3 について 5
2-1. 概要 5
2-2. 特徴 6
2-3. ユーザーと管理者 6
2-4. MEDIAEDGE-STB3 の動作モード 7
■動作モード 7
■メンテナンスモード 7
2-5. MEDIAEDGE-STB3 の設定方法 7
3. MEDIAEDGE-STB3 の各部の名称と機能 8
3-1. MEDIAEDGE-STB3 前面部 8
3-2. MEDIAEDGE-STB3 背面部 9
3-3. リモコン 10
3-4. フェライトコア 11

第2章 MEDIAEDGE-STB3 の接続 13

1. MEDIAEDGE-SVS3 サーバーとの接続 14
1-1. MEDIAEDGE-STB3 を接続する 15
1-2. DHCP を使用する場合 16
■メニュー画面が表示されない場合 17
1-3. DHCP を使用しない場合 19
■MEDIAEDGE-STB3 の IP アドレスを設定する 19
■メニュー画面が表示されない場合 22
1-4. MEDIAEDGE-STB3 の動作を確認する 23
■メニュー画面が表示されることを確認する 23

■サンプルコンテンツが再生できることを確認する 23
2. MEDIAEDGE-LEB/LEB60 との接続 25
2-1. 接続する 25
2-2. MEDIAEDGE-STB3 の IP アドレス、メニューページの URL を設定する 26
■MEDIAEDGE-STB3 の IP アドレスを設定する 26
■MEDIAEDGE-STB3 にメニューページの URL を設定する 28
2-3 MEDIAEDGE-STB3 の動作を確認する 29
■メニュー画面が表示されることを確認する 29
■LEB からのライブ配信ストリームが再生できることを確認する 29
第 3 章 MEDIAEDGE-STB3 の設定方法 . 31
1. Web ブラウザによる設定 32
1-1. MEDIAEDGE-STB3 Setup ページの呼び出し 32
1-2. MEDIAEDGE-STB3 Setup ページの説明 32
■メイン画面 32
■情報表示画面 34
■状態表示画面 35
■ローカル設定画面 36
■チャンネルモード設定画面 39
■日時の設定画面 40
■再起動画面 41
■工場出荷時の設定に戻す画面 42
■ファームウェアの更新画面 43
■ユーザー名・パスワード変更画面 44
■ソフトウェア・ライセンス画面 45
2. フロントパネルによる設定 46
■基本的なメニューの操作方法について 47
2-1. VIDEO 48
■VIDEO-Output 48
■VIDEO-Aspect 48
■VIDEO-Display mode 49
2-2. NETWORK 50
■NETWORK-IP configuration 50
■NETWORK-DNS configuration 51
2-3. SYSTEM 52
2-4. INFORMATION 53

2-5. SHUTDOWN 54
3. ファームウェアのアップデート 55
3-1. アップデート方法 55
■ Web ブラウザによるアップデート 55
4. メンテナンスモード 56
4-1. メンテナンスモードとは 56
■接続と設定 56
■起動方法 57
4-2. ファームウェアの復旧 58
■ IP アドレスの設定 58
■ファームデータのダウンロード 58
■ファームデータの復旧 59
■システムの再起動 59
■ファームウェアの更新 59
4-3. ユーザー名・パスワードを忘れてしまった場合 60
第4章 APPENDIX 61
1. 制限事項 62
■コンテンツの再生に関する制限 62
2. MEDIAEDGE-STB3 とリモコンの ID 設定 63
2-1. リモコンに ID を割り当てる 63
■ DIP スイッチによる設定 64
2-2. MEDIAEDGE-STB3 に ID を割り当てる 65
■フロントパネルによる設定 65
■ Web ブラウザによる設定 65
3. FEC(Forward Error Correction)機能 66
4. MEDIAEDGE-STB3 ハードウェア仕様 67
5. GPL ライセンスに関する事項 69
6. LGPL ライセンスに関する事項 75

MEDIAEDGE

確認

1

この章では、セットアップを行う前に確認していただきたい事項や、ご注意いただきたい事項について説明します。

- はじめに
- MEDIAEDGE-STB3 について
- MEDIAEDGE-STB3 の各部の名称と機能

1 はじめに

1-1　ご使用に当たっての留意事項

ご使用上の過失の有無を問わず、本製品の運用において発生した逸失利益を含む特別、付随的、または派生的損害に対するいかなる請求があったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
製品本来の使用目的および当社が提供を行っている使用環境以外での動作は保証いたしかねます。

1-2　パッケージ内容の確認

MEDIAEDGE-STB3のパッケージの中に以下の付属品が入っていることを確認してください。製品の梱包には万全を期しておりますが、万一不足しているものがありましたら、下記システムエンジニアリング部までご連絡ください。

カノープス株式会社　システムエンジニアリング部　MEDIAEDGE サポート担当
電話：078-992-4432（※月曜～金曜　10:00～12:00/13:00～17:00　土日祝日および当社指定休日を除く）
FAX ：078-993-4776（※24時間受付　回答は土日祝日および当社指定休日を除く）

■ MEDIAEDGE-STB3 同梱物

- □ MEDIAEDGE-STB3 本体
- □ AC アダプタ &AC ケーブル
- □ BNC-RCA 変換プラグ(x3)
- □ リモコン
- □ 単 4 乾電池(x2)
- □ フェライトコア(x2)
- □ マニュアル
  - ・MEDIAEDGE-STB3 設定ガイド(本書)
  - ・MEDIAEDGE-STB3 操作ガイド

□ お客様情報登録シート

本製品についてのアップデート情報などをお送りさせていただきますので、お客様情報登録シートにご記入いただき、下記までFAXまたは郵便にてご返送ください。

カノープス株式会社
FAX：078-992-7814
郵送の場合 ： 〒651-2241 神戸市西区室谷1-2-4
システム製品登録係
※郵送の場合、お客様情報登録シートをコピーし、ご記入の上お送りください。

1-3 当社ホームページについて

MEDIAEDGE-STB3 をはじめとする当社最新情報をホームページ（http://www.canopus.co.jp）にて発信しています。当社のドライバ、ユーティリティ、製品マニュアル、FAQなどを公開していますので、当社ホームページに是非アクセスいただきご活用ください。

1-4　利用許諾について

本製品は、搭載するソフトウェアの一部にGNU一般公衆利用許諾(GNU General Public License、以下「GPL」と呼ぶ）またはGNU劣等一般公衆利用許諾（GNU Lesser General Public License、以下「LGPL」と呼ぶ）に該当するフリーソフトウェアを利用しています。GPL/LGPLに該当する個々のフリーソフトウェア（以下「このプログラム」と呼ぶ）については、下記事項が適用されます。

このプログラムはフリーソフトウェアです。あなたはこれを、フリーソフトウェア財団によって発行された GNU一般公衆利用許諾契約書(バージョン2またはそれ以降)またはGNU劣等一般公衆利用許諾契約書（バージョン2.1またはそれ以降）の定める条件の下で再頒布または改変することができます。
このプログラムは有用であることを願って頒布されますが、全くの無保証です。商業可能性の保証や特定の目的への適合性は、言外に示されたものも含め全く存在しません。詳しくはGNU一般公衆利用許諾契約書またはGNU劣等一般公衆利用許諾契約書をご覧ください。
あなたはこのプログラムと共に、GNU一般公衆利用許諾契約書またはGNU劣等一般公衆利用許諾契約書の複製物を一部受け取ったはずです。もし受け取っていなければ、フリーソフトウェア財団まで請求してください(宛先は the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA)。

GPL該当ソフトウェアのリスト、ソースコードの請求、および本件に関する質問はシステムエンジニアリング部までお問い合わせください。

カノープス株式会社　システムエンジニアリング部　MEDIAEDGEサポート担当
電話：078-992-4432（※月曜～金曜　10:00～12:00/13:00～17:00　土日祝日および当社指定休日を除く）
FAX：078-993-4776（※24時間受付　回答は土日祝日および当社指定休日を除く）

2 MEDIAEDGE-STB3 について

2-1 概要

MEDIAEDGE は、MPEG圧縮したビデオ映像を蓄積・送出するサーバーコンピュータと、映像を受信・再生するための端末から構成されるネットワーク型のビデオ配信・表示システムです。MEDIAEDGE-STB3はサーバーから受信したMPEGストリームをビデオ信号に変換し、TV モニタに映像を表示するためのセットトップボックス端末です。

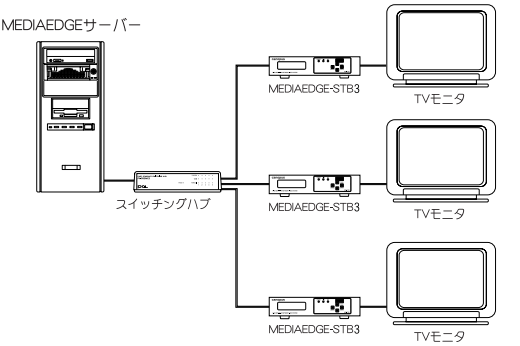

2-2 特徴

- MPEG-1/2ビデオ SD/HDに対応。
- MPEG Layer-1/2オーディオに対応。
- VODメニューを使う方式と使わない方式の2種類のVODモード(メニューモード/チャンネルモード)を装備。
- W3C準拠のブラウザを搭載。
- VODメニューは入力フォームに対応し、ユーザー認証やユーザー別メニューの提供が可能。
- コンテンツ再生中のポーズ、ジャンプ機能。
- WebブラウザをつかってMEDIAEDGE-STB3の設定変更や遠隔操作が可能。
- シリアルポートを使ったシステムの修復が可能（メンテナンスモード)。
- ネットワーク経由によるファームウェアアップデート機能。
- リモートシリアルポート機能。
- HD信号：1080i、720pに対応。SD信号：NTSC/PAL形式に対応。
- コンポーネント、DVI-D出力に対応。
- FEC(Forward Error Correction)機能によりストリーミングデータのエラー訂正が可能。

2-3 ユーザーと管理者

- ユーザー
  MEDIAEDGE-STB3を操作してコンテンツを視聴する人です。
- 管理者
  MEDIAEDGE-STB3の動作モードや動作パラメータの設定を行う人です。

本書はMEDIAEDGE-STB3の「管理者」を対象として書かれています。ユーザーの操作方法などは別冊の「MEDIAEDGE-STB3操作ガイド」をご覧ください。

2-4 MEDIAEDGE-STB3の動作モード

■動作モード

① メニューモード

メニュー画面の中から見たいコンテンツを選択し再生します。メニューはWebサーバーから取得します。

コンテンツの再生が終わると、再びメニュー画面が表示されます。

② チャンネルモード

メニュー画面は表示されず、テレビのチャンネル切り替えのようにリモコンの数字ボタンでコンテンツを選択します。チャンネル番号は1～99までです。コンテンツ（チャンネル）が何も選ばれていない時や、選んだコンテンツの再生が終わった後は「デフォルトコンテンツ」と呼ばれる映像が自動的に再生されます。チャンネルモードでは、チャンネル番号とコンテンツ（RTSP URL）との対応付けをあらかじめ決めておく必要があります。

※1　動作モードはあらかじめ管理者が設定しておきます。ユーザーが動作中に切り替えることはできません。

※2　工場出荷時はメニューモードに設定されています。

■メンテナンスモード

リセットスイッチを数秒間押し続けることで、メンテナンスモードで起動します。本モードでは画面に何も表示されません。シリアルケーブルで接続したコンピュータ上のターミナルソフトウェアを使って操作します。シリアルポートよりファームウェアの更新やその他の操作が可能です。

2-5 MEDIAEDGE-STB3の設定方法

MEDIAEDGE-STB3の設定方法には以下の方法があります。

Webブラウザによる個別設定

Webブラウザを使って設定対象のMEDIAEDGE-STB3にアクセスして設定ページを開き、設定を行います。1台1台異なる設定が可能です。また工場出荷時の状態に戻したり、MEDIAEDGE-STB3を再起動したり、ファームウェアのアップデートも可能です。

3 MEDIAEDGE-STB3 の各部の名称と機能

3-1 MEDIAEDGE-STB3 前面部

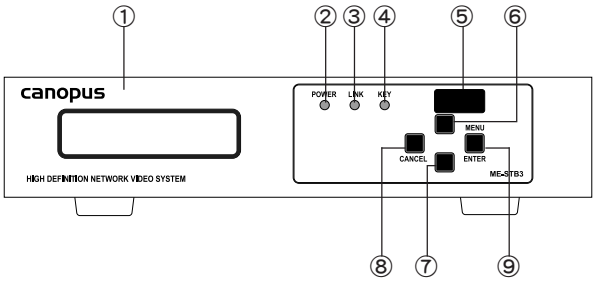

① フロントパネル
現在のステータス、設定メニューを表示します。

② POWERランプ
MEDIAEDGE-STB3 動作時に点灯します。
消灯： 電源が入っていません
点灯： 動作中
点滅： 起動中/終了中

③ LINKランプ
ネットワークの状態を表示します。
消灯： ネットワーク機器と接続されていません
点灯： ネットワーク機器と接続されていますがデータの送受信は行っていません。
点滅： ネットワーク機器と接続されており、データの送受信を行っています。

④ KEYランプ
赤外線リモコンまたはREMOTE端子からキー信号を受信した時に点灯します。

⑤ 赤外線受光部
リモコンの赤外線受光部が内蔵されています。

⑥ 上キー
設定メニュー操作時に上へ移動します。

⑦ 下キー
設定メニュー操作時に下へ移動します。

⑧ 左/CANCELキー
設定メニュー操作時にひとつ前へ移動、もしくはキャンセルキーとして使用します。

⑨ 右/MENU/ENTERキー
設定メニューを表示します。設定メニュー操作時には項目を選択、もしくは確定キーとして使用します。

3-2 MEDIAEDGE-STB3 背面部

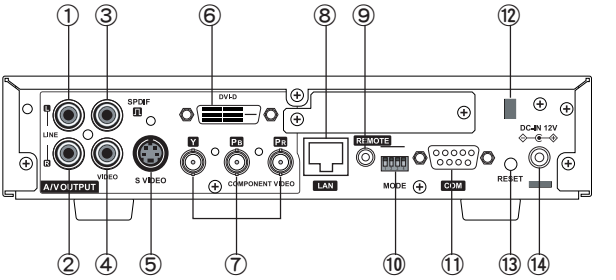

① AUDIO OUT-LEFT
オーディオ出力端子(左側)です。

② AUDIO OUT-RIGHT
オーディオ出力端子(右側)です。

③ S/PDIF
同軸デジタル音声出力端子です。

④ VIDEO OUT
コンポジットビデオ信号出力端子です。

⑤ S VIDEO OUT
Sビデオ信号出力端子です。

⑥ DVI-D
DVI-D信号出力端子です。

⑦ COMPONENT VIDEO OUT
コンポーネントビデオ(Y/Pb/Pr)出力端子です。

⑧ LAN
Ethernetケーブルを接続する端子です。

⑨ REMOTE
有線リモートコントロール用端子です。

⑩ ディップスイッチ
すべてOFFの状態で使用します。設定を変更しないでください。

⑪ COM
RS-232C(パススルー用)端子です。

⑫ 盗難防止用スロット
盗難防止用ワイヤロックなどに使用します。

⑬ RESET
緊急時のリセットに使用します。通常は使用しないでください。

⑭ 電源端子
付属のACアダプタを接続します。付属のACアダプタ以外は絶対に使用しないでください。

3-3　リモコン

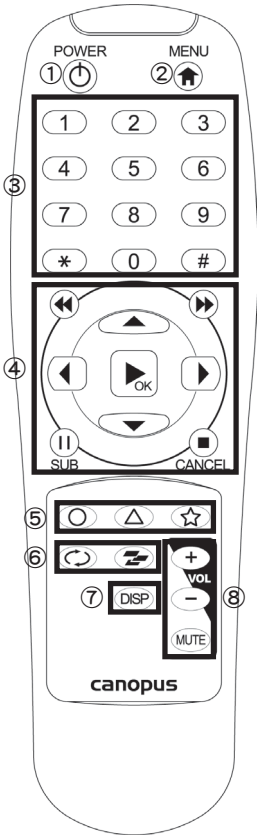

① POWERボタン
起動/終了します。

② MENUボタン
メインメニュー画面を表示します。

③ 数字ボタン
コンテンツ呼び出しや数字入力に使用します。

④ ナビゲーションボタン
コンテンツ再生やメニューの選択に使用します。

⑤ ファンクションボタン
システム情報を表示します。△ 以外は使用しません。

⑥ プレイモードボタン
使用しません。

⑦ ディスプレイボタン
再生中のOSD表示/非表示の切り替えに使用します。

⑧ ボリュームボタン
音量の調節に使用します。

📖 注意！
リモコンで操作できる機能は、管理者の設定により異なります。

3-4　フェライトコア

Ethernetケーブル、およびACケーブルへのフェアライトコアの取り付けは下記の位置へ取り付けてください。

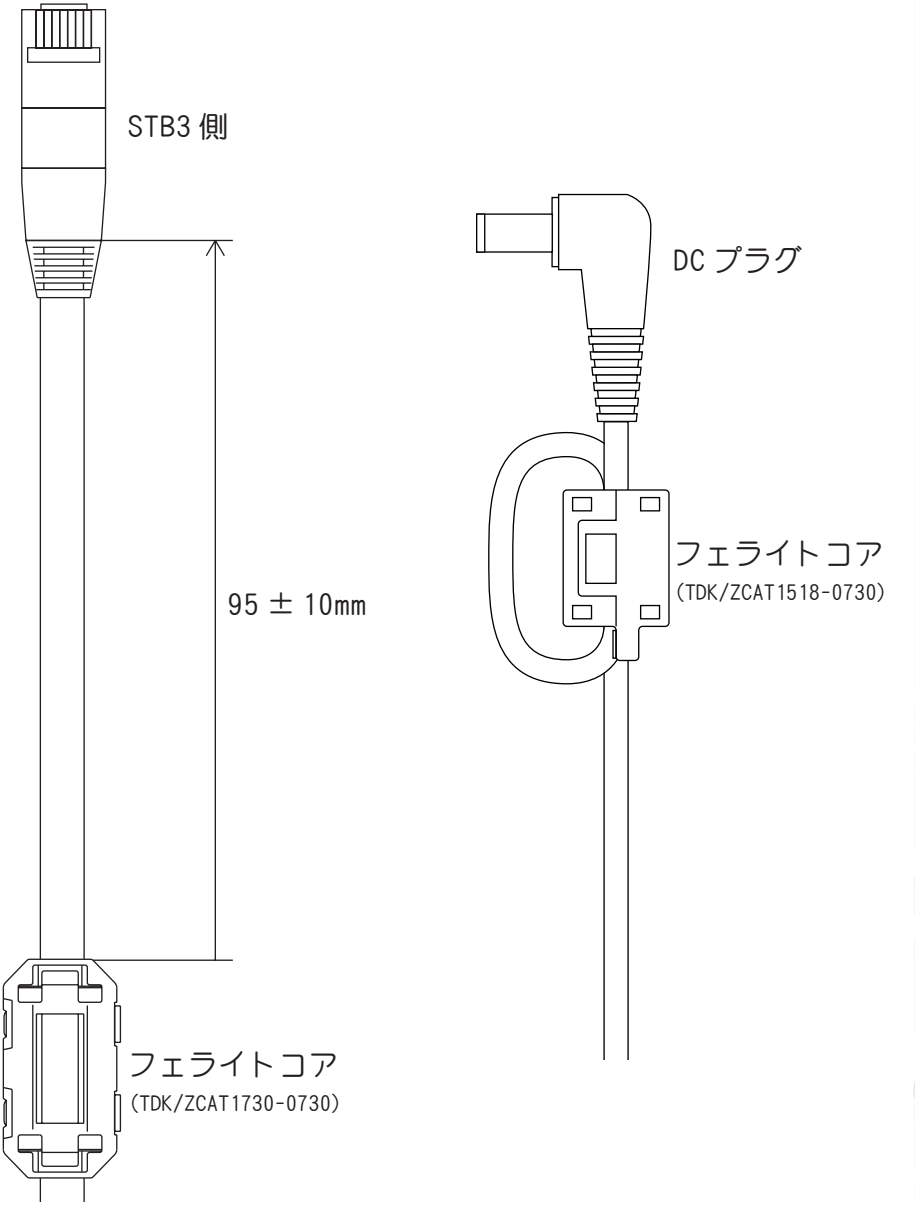

MEDIAEDGE

MEDIAEDGE

MEDIAEDGE-STB3 の接続

2

この章では、MEDIAEDGE-STB3 をストリームサーバー(MEDIAEDGE-SVS3をインストールしたサーバーコンピュータ、あるいはMEDIAEDGE-LEB/LEB60)と接続し、コンテンツ再生を行う手順について説明します。

- MEDIAEDGE-SVS3 サーバーとの接続
- MEDIAEDGE-LEB/LEB60 との接続

1 MEDIAEDGE-SVS3 サーバーとの接続

ここでは以下の設定で構築されたMEDIAEDGEサーバーとの組み合わせでの使用例を説明しています。サーバーの構築については、本書とあわせて『MEDIAEDGE-SVS3 User's Guide』もご覧ください。

● MEDIAEDGE サーバーの機能

サーバーコンソール用 Web サーバー	(Windows 標準 IIS)
クライアントコンテンツ用 Web サーバー	(Windows 標準 IIS)
DNS サーバー	(Windows 標準)
DHCP サーバー	(Windows 標準)

● MEDIAEDGE サーバーのネットワーク設定

IP アドレス	192.168.0.2
コンピュータ名	MEDIAEDGE-SVR
ホスト名	MEDIAEDGE-SVR
ドメイン名	localdomain
DNS アドレス	192.168.0.2
DHCP スコープ	192.168.0.16～192.168.0.250/255.255.255.0

※ MEDIAEDGE を専用のネットワークで使用する場合には、これらの設定のまま利用することができます。また、必要に応じて変更することもできます。この場合、システムをインテグレートする業者もしくはネットワーク管理者にご相談ください。

1-1　MEDIAEDGE-STB3 を接続する

以下の図を例に、MEDIAEDGE-STB3 をサーバーコンピュータに接続してください。その際、以下の点にご注意ください。

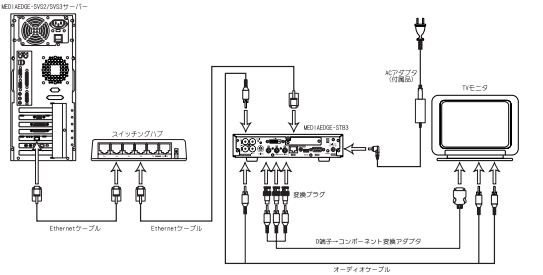

● Ethernet 関連の接続を確認する

サーバーコンピュータ、スイッチングハブおよびMEDIAEDGE-STB3が接続されていることを確認します。Ethernetケーブルが該当する接続端子に確実に接続されているか確認してください。

● TV モニタとの接続を確認する

MEDIAEDGE-STB3とTVモニタが接続されていることを確認します。MEDIAEDGE-STB3のVIDEO OUTおよびAUDIO OUTが入力機器側の該当する端子へ接続されているか確認してください。

また工場出荷時、ビデオ出力モードはコンポーネント(Y/Pb/Pr)出力端子から1080i(59.94Hz)信号を出力する設定になっています。使用するモニタ表示に適合した信号設定を行ってください。

● MEDIAEDGE-STB3 の AC アダプタの接続を確認する

MEDIAEDGE-STB3付属のACアダプタのプラグが本体側面の電源端子に奥までしっかり差し込まれていることを確認してください。

● ドングルの接続を確認する

サーバーコンピュータのUSB端子にMEDIAEDGE-SVS3に付属しているドングルが装着されていることを確認します。ドングルの先端付近の赤色LEDが点灯していることを確認してください。点灯していない場合は、お使いのコンピュータのUSB端子が有効になっているか確認してください。

● ストリームサーバーの起動を確認する

サーバーコンピュータの[スタート]メニューから[すべてのプログラム]→[MEDIAEDGE]→[サーバー設定ツール]と進んで、『サーバー設定ツール』を起動します。[サービス制御]タブで「サービスの状態」の表示が「開始」となっていることを確認してください。

● リモコンに電池を装着する
リモコンに単4乾電池(2本)を装着してください。

1-2 DHCP を使用する場合

MEDIAEDGE-STB3は工場出荷時にはDHCPを使用する状態に設定されています。本章冒頭のMEDIAEDGEサーバーのネットワーク接続例の場合、MEDIAEDGE-STB3の電源投入後しばらくすると以下のメニュー画面がTVモニタに表示されます。

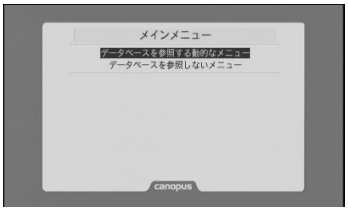

正しくメニュー画面が表示されない場合は以下の手順にしたがって設定を行ってください。

1. MEDIAEDGE-STB3前面部のLINKランプが点灯していることを確認してください。消灯している場合はスイッチングハブの電源やEthernetケーブルの接続を確認してください。
2. DHCPサーバーの動作状態・設定を確認してください。DHCPサーバーからIPアドレスを取得するまでMEDIAEDGE-STB3は画面表示を行いません。
DHCPサーバーの設定は『MEDIAEDGE-SVS3 User's Guide』のインストールの章を参照してください。

映像が乱れている、同期が合わない映像が表示される状態になっている場合は以下の内容を確認してください。

- MEDIAEDGE-STB3のビデオ出力設定(フロントパネルによる設定)が、使用しているモニタに適合した出力に設定されているか確認してください。
- ネットワーク間のデータ転送が正しく行えず、データが欠落している可能性があります。ネットワークケーブルなどのネットワークに関する機器を確認してください。

■ メニュー画面が表示されない場合

1 リモコンの △ ボタンを押して MEDIAEDGE-STB3のシステム情報を表示します。

2 MEDIAEDGE-STB3に割り当てられている IPアドレスを確認します。

例)：IP Address:192.168.0.16

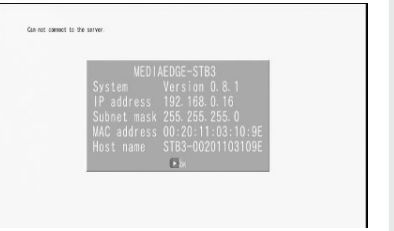

3 サーバーコンピュータを操作してインターネットエクスプローラなどのWebブラウザを起動し、MEDIAEDGE-STB3 Setupページを開きます。[アドレス]にMEDIAEDGE-STB3の IPアドレスを入力してください。

例)：http://192.168.0.16

4 MEDIAEDGE-STB3 Setupページのメイン画面(英語)が表示されます。右上の[Japanese]をクリックしてください。

5

[ローカル設定]をクリックしてMEDIAEDGE-STB3の各種動作パラメータ設定画面を表示します。

※ ローカル設定を変更する場合は[ユーザー名]と[パスワード]の入力が必要です。

※ 工場出荷時、[ユーザー名]は[admin]、[パスワード]は空白(ブランク)に設定されています。

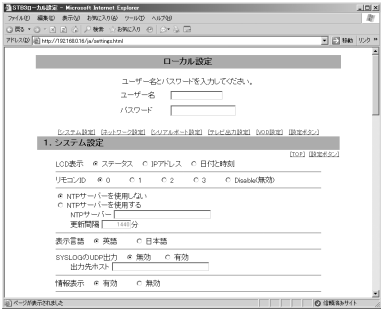

6

[ネットワーク設定]の[DHCPを使用する]および[DNSサーバーのアドレスを自動的に取得する]を選択します。また、[VOD設定]の[ホームURL]欄にメニューページのURLを入力します。

※ 工場出荷時、URLは[http://MEDIAEDGE-SVR/sample/stb3/index.asp]が設定されています。サーバー名が異なる場合は[MEDIAEDGE-SVR]の箇所を変更してください。

7

ローカル設定を変更した場合は[ユーザー名]、[パスワード]を入力して[設定]ボタンをクリックします。設定完了後、再起動が必要な場合は[再起動]をクリックし、メニュー画面が正しく表示されていることを確認してください。

※ [設定ボタン]と表示されたリンクをクリックすると、ローカル設定ページ最下部の[設定]ボタンの位置へジャンプします。

1-3　DHCP を使用しない場合

■ MEDIAEDGE-STB3 の IP アドレスを設定する

1

電源プラグをコンセントに差し込み、本体背面の RESET ボタンを押してからリモコンの ⌂ ボタンを押し続けてください。

[MediaEdge-STB3 Network settings] が起動します。

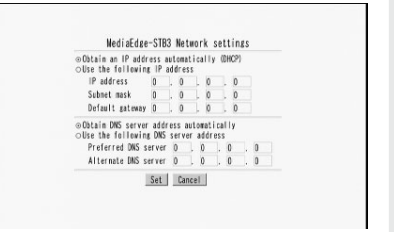

> 🕮 ポイント
> 起動画面が表示されない場合は MEDIAEDGE-STB3 の電源プラグを抜き、5 秒以上経過してから再度、手順 1 の操作を行ってください。
>
> ● 何も表示されない場合
> 1. MEDIAEDGE-STB3 の前面部の POWER ランプが点灯していることを確認してください。消灯している場合は、AC アダプタや DC プラグの接続を確認してください。
> 2. MEDIAEDGE-STB3 のビデオ出力（フロントパネルによる設定）が、使用しているモニタに適合した出力に設定されているか確認してください。
> 3. MEDIAEDGE-STB3 の背面や TV モニタのビデオケーブルの接続を確認してください。TV モニタの入力切替が、ビデオケーブルを接続している入力端子を選択できているか確認してください。
>
> ● [MediaEdge-STB3 Network settings] 画面が表示されず、起動画面が表示される場合
> 1. リモコンの ⌂ ボタンを確実に押しているか確認してください（リモコンからの信号を受信すると KEY ランプが点灯します）。
> 2. KEY ランプが反応しない場合は、リモコン ID が正しく設定されているか、もしくはリモコンの乾電池が正しく装着されているかを確認してください。

2

リモコンを使って[Use the following IP address]にチェックを付けてください。

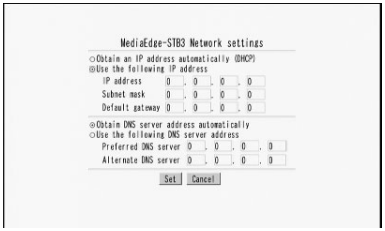
MediaEdge-STB3 Network settings
Obtain an IP address automatically (DHCP)
Use the following IP address
IP address 0 . 0 . 0 . 0
Subnet mask 0 . 0 . 0 . 0
Default gateway 0 . 0 . 0 . 0
Obtain DNS server address automatically
Use the following DNS server address
Preferred DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Alternate DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Set
Cancel

3

リモコンを使ってIPアドレスを入力してください。▲ ▼ ◀ ▶ ボタンでカーソル位置が移動します。[0]～[9]ボタンで正しい数値を入力してください。

ここでは、以下のように入力しています。

IP address 192.168.0.16
Subnet mask 255.255.255.0
Default gateway 0.0.0.0

※ ●ボタンでカーソル位置の数字を消去できます。

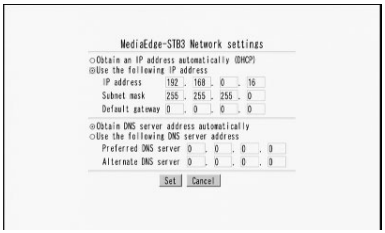
MediaEdge-STB3 Network settings
Obtain an IP address automatically (DHCP)
Use the following IP address
IP address 192 . 168 . 0 . 16
Subnet mask 255 . 255 . 255 . 0
Default gateway 0 . 0 . 0 . 0
Obtain DNS server address automatically
Use the following DNS server address
Preferred DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Alternate DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Set
Cancel

4

リモコンを使って[Use the following DNS server address]にチェックを付けてください。

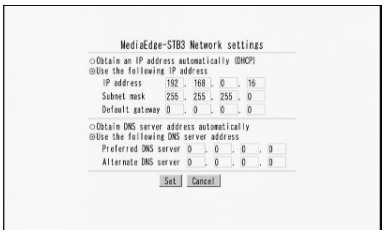
MediaEdge-STB3 Network settings
Obtain an IP address automatically (DHCP)
Use the following IP address
IP address 192 . 168 . 0 . 16
Subnet mask 255 . 255 . 255 . 0
Default gateway 0 . 0 . 0 . 0
Obtain DNS server address automatically
Use the following DNS server address
Preferred DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Alternate DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Set
Cancel

5

リモコンを使ってIPアドレスを入力してください。▲ ▼ ◀ ▶ ボタンでカーソル位置が移動します。[0]～[9]ボタンで正しい数値を入力してください。

ここでは、以下のように入力しています。

Preferred DNS server 192.168.0.2
Alternate DNS server 0.0.0.0

※ ●ボタンでカーソル位置の数字を消去できます。

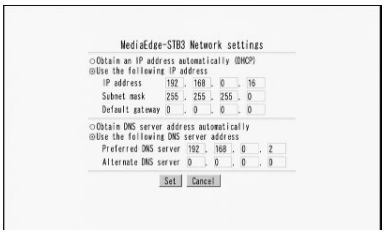
MediaEdge-STB3 Network settings
Obtain an IP address automatically (DHCP)
Use the following IP address
IP address 192 . 168 . 0 . 16
Subnet mask 255 . 255 . 255 . 0
Default gateway 0 . 0 . 0 . 0
Obtain DNS server address automatically
Use the following DNS server address
Preferred DNS server 192 . 168 . 0 . 2
Alternate DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Set
Cancel

6

画面上の[Set]ボタン上でリモコンの ▶OK ボタンを押してください。

MEDIAEDGE-STB3 が再起動し、右の画面が表示されます。

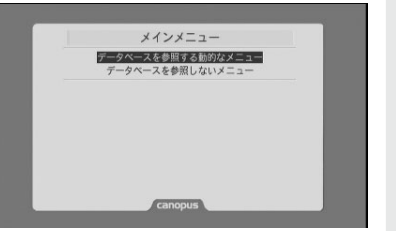

● **MEDIAEDGE-STB3 の再起動後、メニュー画面へ進まない場合**
IP アドレスの設定が適切に行われていません。MEDIAEDGE-STB3 の電源プラグを抜き、5 秒以上経過してから再度、手順 1 ～ 6 を行ってください。

■ メニュー画面が表示されない場合

1 サーバーコンピュータを操作してインターネットエクスプローラなどのWebブラウザを起動し、MEDIAEDGE-STB3 Setupページを開きます。[アドレス]にMEDIAEDGE-STB3のIPアドレスを入力してください(例：http://192.168.0.16)

2 MEDIAEDGE-STB3 Setupページのメイン画面(英語)が表示されます。画面右上の[Japanese]をクリックしてください。

3 [ローカル設定]をクリックしてMEDIAEDGE-STB3の各種動作パラメータ設定画面を表示します。

※ ローカル設定を変更する場合は[ユーザー名]と[パスワード]の入力が必要です。

※ 工場出荷時、[ユーザー名]は[admin]、[パスワード]は空白(ブランク)に設定されています。

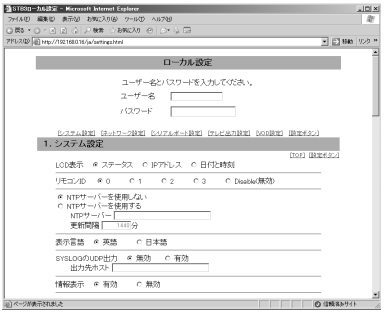

4 [ネットワーク設定]の[次のIPアドレスを使う]が選択されており、[IPアドレス]、[サブネットマスク]、[デフォルトゲートウェイ]欄に設定した値が表示されていることを確認してください。
次に[次のDNSサーバーのアドレスを使う]を選択し、[優先DNSサーバー]欄にはMEDIAEDGEサーバーのIPアドレス(例：192.168.0.2)を、[代替DNSサーバー]欄は[0.0.0.0]にして[DNSドメイン名]を[localdomain]に設定してください。
また、[VOD設定]の[ホームURL]欄にメニューページのURLを入力してください。工場出荷時は[http://MEDIAEDGE-SVR/sample/stb3/index.asp]が設定されています。

5 ローカル設定を変更した場合、[ユーザー名]と[パスワード]を入力して[設定]ボタンをクリックしてください。設定完了後、再起動が必要な場合は[再起動]をクリックし、メニュー画面が正しく表示されることを確認してください。

※ [設定ボタン]と表示されたリンクをクリックすると、ローカル設定ページ最下部の[設定]ボタンの位置へジャンプします。

1-4　MEDIAEDGE-STB3 の動作を確認する

■ メニュー画面が表示されることを確認する

起動後に以下のメニュー画面が表示されます。

● 何も表示されない場合

1. MEDIAEDGE-STB3の前面部のPOWERランプが点灯していることを確認してください。点灯していない場合はACアダプタやDCプラグの接続を確認してください。
2. MEDIAEDGE-STB3の背面やTVモニタのビデオケーブルの接続を確認してください。TVモニタの入力切替が、ビデオケーブルを接続している入力端子を選択できているか確認してください。

■ サンプルコンテンツが再生できることを確認する

[データベースを参照する動的なメニュー]にカーソルを合わせて OK ボタンを押してください。次に[サンプルコンテンツ HD]にカーソルを合わせて OK ボタンを押してください。再生したいコンテンツ上で OK ボタンを押すと、選択したコンテンツの映像が再生されます。

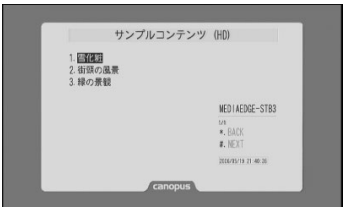

● 映像が表示されない場合

画面に[Connecting to server...]ダイアログが表示されたままの場合は、ストリームサーバーと通信が行われていません。ここまでのインストール手順や設定内容を確認してください。特に以下の点にご注意ください。

1. [サーバー設定ツール]などでストリームサーバーサービス(MeSrv)が起動していることを確認してください。
2. サーバーコンピュータのUSB端子にドングルがセットされており、ドングルのLEDが点灯していることを確認してください。

2 MEDIAEDGE-LEB/LEB60との接続

ここでは当社製MPEGライブエンコーダボックスMEDIAEDGE-LEBおよびMEDIAEDGE-LEB60(以下LEBと表記)を接続し、LEBからのライブストリームをMEDIAEDGE-STB3で受信する手順を説明します。LEBの設定方法についてはLEBに付属のマニュアルを参照してください。

2-1 接続する

以下の図を例に、MEDIAEDGE-STB3、LEBおよび設定用PCを接続してください。

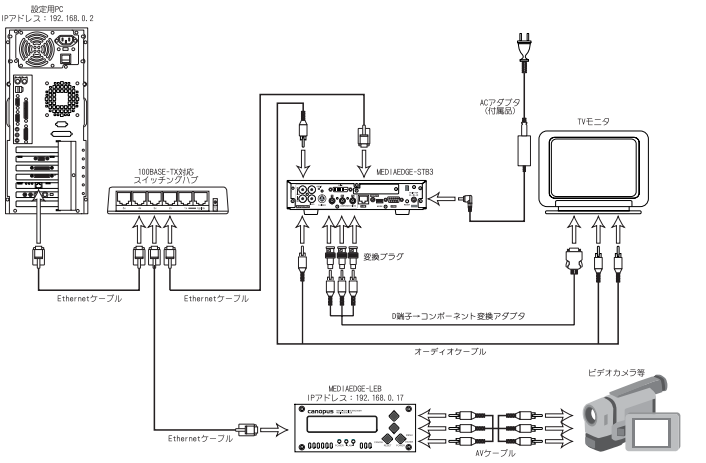

・設定用PCはインターネットエクスプローラなどのWebブラウザを利用して、
MEDIAEDGE-STB3やLEBの各種動作パラメータを設定するために使用します。

2-2　MEDIAEDGE-STB3のIPアドレス，メニューページのURLを設定する

■ MEDIAEDGE-STB3のIPアドレスを設定する

1

電源プラグをコンセントに差し込み、本体背面のRESETボタンを押してからリモコンの ⌂ ボタンを押し続けてください。

[MediaEdge-STB3 Network settings]が起動します。

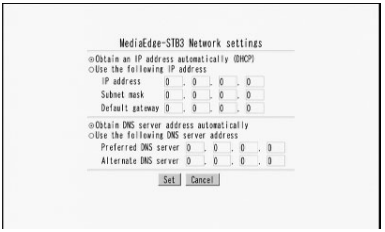

📖 ポイント

起動画面が表示されない場合はMEDIAEDGE-STB3の電源プラグを抜き、5秒以上経過してから再度、手順1の操作を行ってください。

- **何も表示されない場合**
  1. MEDIAEDGE-STB3の前面部のPOWERランプが点灯していることを確認してください。消灯している場合は、ACアダプタやDCプラグの接続を確認してください。
  2. MEDIAEDGE-STB3のビデオ出力(フロントパネルによる設定)が、使用しているモニタに適合した出力に設定されているか確認してください。
  2. MEDIAEDGE-STB3の背面やTVモニタのビデオケーブルの接続を確認してください。TVモニタの入力切替が、ビデオケーブルを接続している入力端子を選択できているか確認してください。
- **[MediaEdge-STB3 Network settings]画面が表示されず、起動画面が表示される場合**
  1. リモコンの ⌂ ボタンを確実に押しているか確認してください(リモコンからの信号を受信するとKEYランプが点灯します)。
  2. KEYランプが反応しない場合は、リモコンIDが正しく設定されているか、もしくはリモコンの乾電池が正しく装着されているかを確認してください。

2

リモコンを使って[Use the following IP address]にチェックを付けてください。

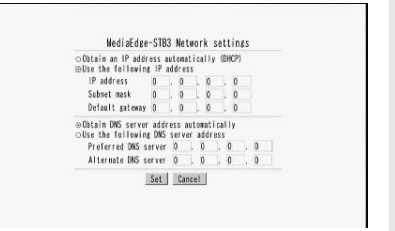
MediaEdge-STB3 Network settings
Obtain an IP address automatically (DHCP)
Use the following IP address
IP address 0 . 0 . 0 . 0
Subnet mask 0 . 0 . 0 . 0
Default gateway 0 . 0 . 0 . 0
Obtain DNS server address automatically
Use the following DNS server address
Preferred DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Alternate DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Set
Cancel

3

リモコンを使ってIPアドレスを入力してください。▲ ▼ ◀ ▶ ボタンでカーソル位置が移動します。[0]～[9]ボタンで正しい数値を入力してください。

ここでは、以下のように入力しています。

IP address 192.168.0.16
Subnet mask 255.255.255.0
Default gateway 0.0.0.0

※ ■ ボタンでカーソル位置の数字を消去できます。

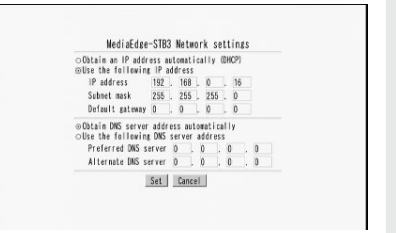
MediaEdge-STB3 Network settings
Obtain an IP address automatically (DHCP)
Use the following IP address
IP address 192 . 168 . 0 . 16
Subnet mask 255 . 255 . 255 . 0
Default gateway 0 . 0 . 0 . 0
Obtain DNS server address automatically
Use the following DNS server address
Preferred DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Alternate DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Set
Cancel

4

リモコンを使って[Use the following DNS server address]にチェックを付けてください。

※ [Preferred DNS server]および[Alternate DNS server]は0.0.0.0の状態にしておきます。

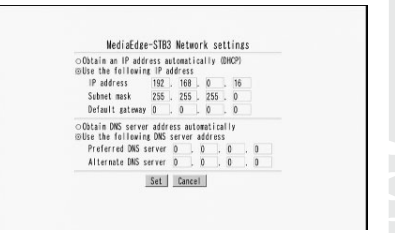
MediaEdge-STB3 Network settings
Obtain an IP address automatically (DHCP)
Use the following IP address
IP address 192 . 168 . 0 . 16
Subnet mask 255 . 255 . 255 . 0
Default gateway 0 . 0 . 0 . 0
Obtain DNS server address automatically
Use the following DNS server address
Preferred DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Alternate DNS server 0 . 0 . 0 . 0
Set
Cancel

5

画面上の[Set]ボタン上でリモコンの ▶ OK ボタンを押してください。

MEDIAEDGE-STB3が再起動します。

■ MEDIAEDGE-STB3 にメニューページの URL を設定する

1 設定用PCを操作してインターネットエクスプローラなどのWebブラウザを起動し、MEDIAEDGE-STB3 Setup ページを開きます。[アドレス]に MEDIAEDGE-STB3 の IP アドレスを入力してください(例：http://192.168.0.16)

2 MEDIAEDGE-STB3 Setup ページのメイン画面(英語)が表示されます。画面右上の[Japanese]をクリックしてください。

3 [ローカル設定]をクリックして MEDIAEDGE-STB3 の各種動作パラメータ設定画面を表示します。

※ ローカル設定を変更する場合は[ユーザー名]と[パスワード]の入力が必要です。

※ 工場出荷時、[ユーザー名]は[admin]、[パスワード]は空白(ブランク)に設定されています。

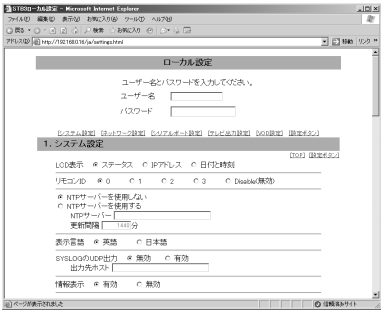

4 [ネットワーク設定]の[次のIPアドレスを使う]が選択されており、[IPアドレス]、[サブネットマスク]、[デフォルトゲートウェイ]欄に設定した値が表示されていることを確認してください。
次に[次のDNSサーバーのアドレスを使う]を選択し、[優先DNSサーバー]欄と[代替DNSサーバー]欄は[0.0.0.0]にして[DNS ドメイン名]を[localdomain]に設定してください。
また、[VOD設定]の[ホームURL]欄にメニューページのURL[http://(LEB の IP アドレス)/menu/]を入力してください。
(例：http://192.168.0.17/menu/)

5 ローカル設定を変更した場合、[ユーザー名]と[パスワード]を入力して[設定]ボタンをクリックしてください。設定完了後、再起動が必要な場合は[再起動]をクリックし、[MEDIAEDGE-LEB]メニュー画面が正しく表示されることを確認してください。

※ [設定ボタン]と表示されたリンクをクリックすると、ローカル設定ページ最下部の[設定]ボタンの位置へジャンプします。

2-3　MEDIAEDGE-STB3 の動作を確認する

■ メニュー画面が表示されることを確認する

電源投入後しばらくすると、以下のメニュー画面が表示されます。

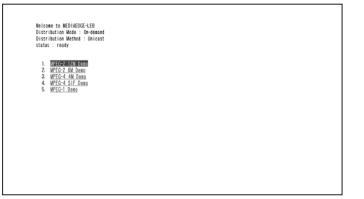

● 何も表示されない場合

1. MEDIAEDGE-STB3の前面部のPOWERランプが点灯していることを確認してください。点灯していない場合はACアダプタやDCプラグの接続を確認してください。
2. MEDIAEDGE-STB3の背面やTVモニタのビデオケーブルの接続を確認してください。TVモニタの入力切替が、ビデオケーブルを接続している入力端子を選択できているか確認してください。

■ LEBからのライブ配信ストリームが再生できることを確認する

MEDIAEDGE-STB3 からのリモコンを操作して LEB に設定されているエンコードモードのいずれかを選択し、▶ ボタンを押してください。選択したモードでLEBのMPEG エンコードおよび配信が開始され、TV モニタに再生映像が表示されます。

> 🕮 注意！
> MEDIAEDGE-STB3 では MPEG1/4 のライブ配信には対応していません。

MEDIAEDGE

MEDIAEDGE

MEDIAEDGE-STB3 の設定方法

3

この章ではMEDIAEDGE-STB3の動作モードや動作パラメータ、それらの設定方法について詳しく説明します。MEDIAEDGE-STB3 の操作方法については、別冊の操作ガイドをご覧下さい。

- Web ブラウザによる設定
- フロントパネルによる設定
- ファームウェアのアップデート
- メンテナンスモード

> 📖 注意！
>
> Internet Explorer などの Web ブラウザを使用して MEDIAEDGE-STB3 の設定を行う場合、Web ブラウザ側の設定で JavaScript が無効になっていたり、インターネットセキュリティのアプリケーションがインストールされていると、正常に動作しない場合があります。

1 Web ブラウザによる設定

1-1 MEDIAEDGE-STB3 Setup ページの呼び出し

MEDIAEDGE-STB3 と同一ネットワーク上にあるコンピュータ（サーバーなど）を使います。Web ブラウザを起動し、設定対象となる MEDIAEDGE-STB3 のセットアップ画面（Web ページ）を呼び出します。

例）MEDIAEDGE-STB3 の IP アドレスが 192.168.0.16 である場合、次のように URL を入力します。

http://192.168.0.16/

MEDIAEDGE-STB3のセットアップ画面(Webページ)を起動すると英語画面が表示されます。画面右上の[Japanese]をクリックして日本語表示に切り替えてください。

1-2 MEDIAEDGE-STB3 Setup ページの説明

■ メイン画面

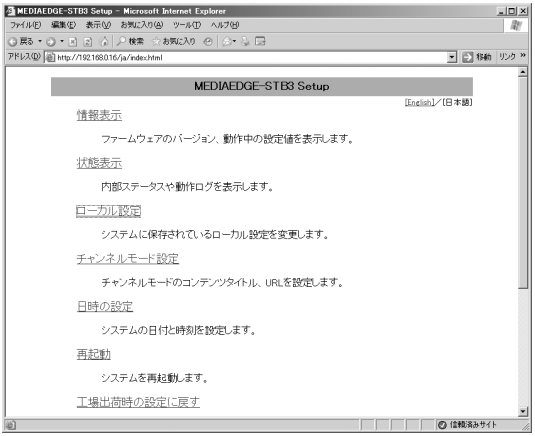

【情報表示】

ファームウェアのバージョン、動作中の設定値を表示します。

【状態表示】

内部ステータスや動作ログを表示します。

【ローカル設定】

MEDIAEDGE-STB3本体に保存されているローカル設定を変更します。設定項目には保存されている設定値が表示されるので、ローカル設定の確認にも利用できます。

【チャンネルモード設定】

チャンネルモードのコンテンツタイトル、URLを設定します。

【日時の設定】

MEDIAEDGE-STB3の日時を設定します。

【再起動】

MEDIAEDGE-STB3を再起動します。

【工場出荷時の設定に戻す】

ローカル設定を工場出荷時の状態に戻します。

【ファームウェアの更新】

MEDIAEDGE-STB3のファームウェアを更新します。

【ユーザー名・パスワードの変更】

設定時に必要なユーザー名・パスワードを変更します。

【ソフトウェア・ライセンス】

MEDIAEDGE-STB3で使用しているソフトウェアのライセンス情報を表示します。

■ 情報表示画面

現在運用中の設定値を確認することができます。

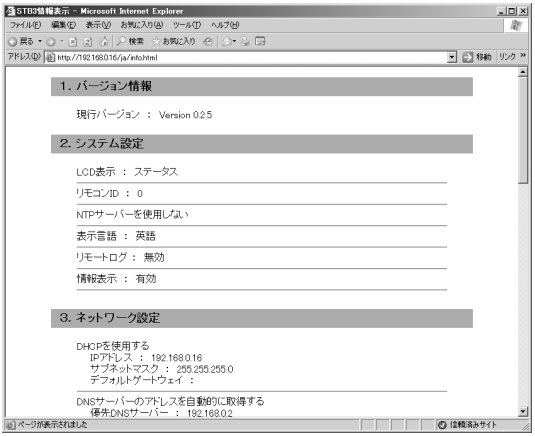

【バージョン情報】

現在のMEDIAEDGE-STB3ファームウェアバージョンを表示します。

【システム設定】

LCD表示/リモコンID/NTPサーバー使用状態/表示言語/リモートログ/情報表示を表示します。

【ネットワーク設定】

現在設定されているDHCPの使用状況およびIPアドレス/DNSサーバー/ホスト名/FEC機能/Telnet機能/SNMP/バッファリング時間を表示します。

【シリアルポート設定】

現在設定されているリモートシリアル/固定接続先/接続先ポート番号/待機ポート番号/プロトコル/通信速度/データビット長/パリティ/ストップビット長を表示します。

【ビデオ出力設定】

ビデオ出力の表示モード/モニタアスペクト比/4:3モニタへの表示モードを表示します。

【VODモード設定】

現在設定されているVODモード(メニューモード/チャンネルモード)/OSD表示モード/OSD表示時間/ジャンプ時間/メニューモードのホームURL/デフォルトコンテンツのURLを表示します。

【チャンネルモードコンテンツリスト】

現在登録されているチャンネルモードのコンテンツリストを表示します。

■ 状態表示画面

MEDIAEDGE-STB3の内部ステータスおよび動作ログが表示されます。

■ ローカル設定画面

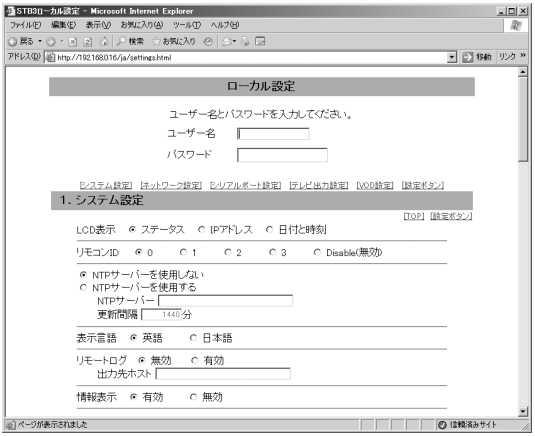

【システム設定】

LCD表示

動作中にLCDに表示する情報を設定します。

リモコンID

MEDIAEDGE-STB3が操作を受け付けるリモコンのリモコンIDを設定します。Disable(無効)にするとリモコン操作を受け付けません。送信機のリモコンIDを設定する方法については本書「第4章　APPENDIX」を参照してください。

NTPサーバー

NTPサーバーを利用した時刻補正の使用/不使用を設定します。[NTPサーバーを使用する]にチェックを付けた場合は、使用するNTPサーバー(サーバー名またはIPアドレス)と時刻補正を行う間隔を設定します。

表示言語

MEDIAEDGE-STB3で表示する言語を設定します。

リモートログ

リモートログ出力の有効/無効を設定します。有効の場合は出力先ホスト(ホスト名またはIPアドレス)を設定します。

情報表示

メニュー画面内での情報表示の有効/無効を設定します。

【ネットワーク設定】

IPアドレスの設定

IPアドレスの取得方法および詳細設定を行います。
[次のIPアドレスを使う]にチェックを付けた場合、[IPアドレス]、[サブネッ

トマスク]、および[デフォルトゲートウェイ]の設定が可能となります。

DNS サーバー設定

DNSサーバーの取得方法および詳細設定を行います。IPアドレス設定でIPアドレスを固定にした場合、「次のDNSサーバーのアドレスを使う」が自動的に選択されます。

FEC 機能

FEC 機能の有効／無効を選択します。

Telnet 機能

Telnet 機能の使用／不使用を設定します。

SNMP

ネットワーク接続された機器を一括管理するプロトコルであるSNMPに関する設定を行います。

バッファリング時間

通信時のバッファリング時間（映像遅延時間）を0/200/500/1000ミリ秒の中から設定します。

【シリアルポート設定】

リモートシリアル

リモートシリアル機能の設定を行います。無効/連動/固定より選択します。

無効	：リモートシリアルを無効にします。
連動	：接続しているストリームサーバーに連動してリモートシリアル接続を行います。
固定	：常に指定したホストコンピュータに対して接続を行います。

固定接続先ホスト名または IP アドレス

リモートシリアルのホストコンピュータのホスト名もしくはIPアドレスを設定します。

接続先ポート番号

リモートシリアルのホストコンピュータのポート番号を設定します。

待機ポート番号

シリアルコマンドの送受信に使用するポート番号を設定します。

プロトコル

通信プロトコルを設定します。TCP/UDP より選択します。

通信速度

シリアルポートの通信速度を設定します。

MEDIAEDGE

データビット長
シリアルポートのデータビット長を設定します。

パリティ
シリアルポートのパリティ(データの誤りを検出する技法)を設定します。

ストップビット長
シリアルポートのストップビット長を設定します。

【ビデオ出力設定】

表示モード
TVモニタへの出力モードを設定します。

モニタアスペクト比
表示に使用するモニタにあわせてモニタアスペクト比を設定します。

4:3モニタへ映すときのモード
4:3モニタ出力時の映像表示方式を設定します。

フル　：全画面に映像を表示します。
レターボックス：アスペクト比16:9のコンテンツの場合、上下に黒い帯を表示します。
パンスキャン　：アスペクト比16:9のコンテンツの場合、左右をカットして表示します。

【VOD設定】

VODモード
メニューモード　：メニューを使用するモードに設定します。
チャンネルモード：メニューを使用しないモードに設定します。

ホームURL
メニューモード起動時に表示したいURLを指定します。

OSD表示モード
OSD表示モードの設定を行います。

オフ　：OSD表示を行いません。
自動　：OSD表示を行い、自動で消去します。
サイレント　：ユーザー操作により、OSD表示/非表示を切り替えます。

OSD表示時間
OSD表示モードが自動の時のOSD表示時間を設定します。

ジャンプ時間
コンテンツ再生中にリモコンの ⏮ / ⏭ ボタンを押した時のジャンプ時間を設定します。

■ チャンネルモード設定画面

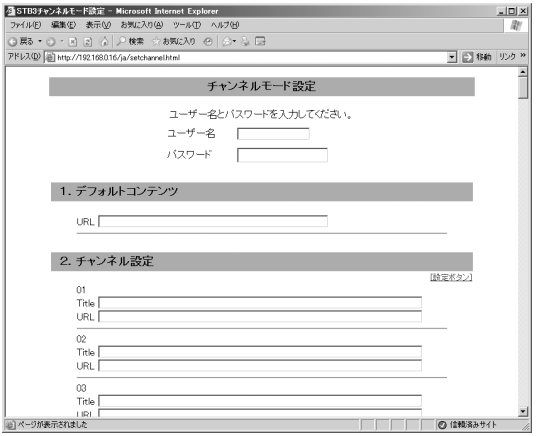

【ユーザー名】

ユーザー名を入力します。デフォルト状態では[admin]に設定されています。

【パスワード】

パスワードを入力します。デフォルト状態では空白(ブランク)に設定されています。

【デフォルトコンテンツ】

デフォルトコンテンツのURLを設定します。空欄の場合は黒画面が表示されます。

例：rtsp://MEDIAEDGE-SVR/Content01

【チャンネル設定】

Title

コンテンツのタイトルを設定します。

URL

コンテンツのURLを設定します。

例：rtsp://MEDIAEDGE-SVR/Content01

■ 日時の設定画面

【ユーザー名】

ユーザー名を入力します。デフォルト状態では[admin]に設定されています。

【パスワード】

パスワードを入力します。デフォルト状態では空白(ブランク)に設定されています。

【年/月/日/時/分/秒】

MEDIAEDGE-STB3の日時を設定します。

【PCの時計に同期する】

PC内蔵時計の時間と同期させる場合はチェックを付けます。

■ 再起動画面

【ユーザー名】

ユーザー名を入力します。デフォルト状態では[admin]に設定されています。

【パスワード】

パスワードを入力します。デフォルト状態では空白(ブランク)に設定されています。

■ 工場出荷時の設定に戻す画面

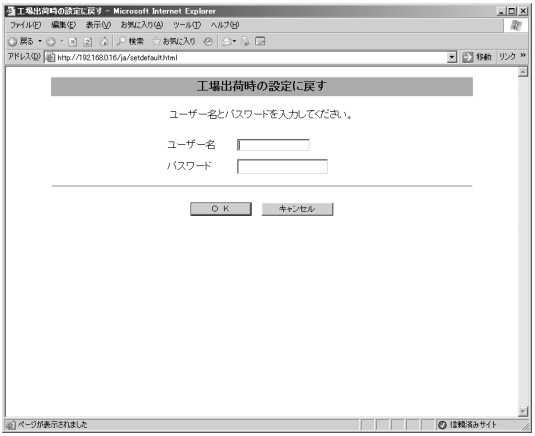

【ユーザー名】

ユーザー名を入力します。デフォルト状態では[admin]に設定されています。

【パスワード】

パスワードを入力します。デフォルト状態では空白(ブランク)に設定されています。

■ ファームウェアの更新画面

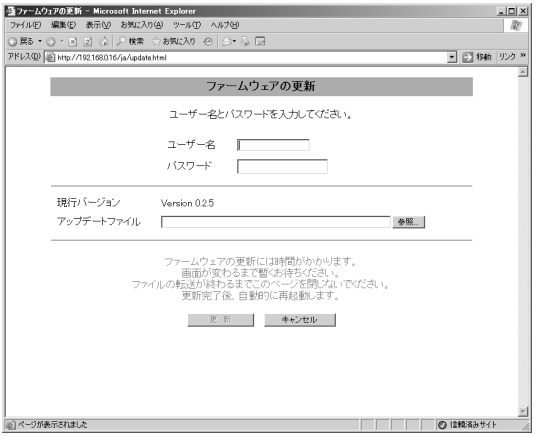

【ユーザー名】

ユーザー名を入力します。デフォルト状態では[admin]に設定されています。

【パスワード】

パスワードを入力します。デフォルト状態では空白(ブランク)に設定されています。

【現行バージョン】

現行バージョンを表示します。

【アップデートファイル】

アップデートファイルが存在するパスを設定します。[参照]ボタンをクリックしてアップデートファイルを選択します。

■ ユーザー名・パスワード変更画面

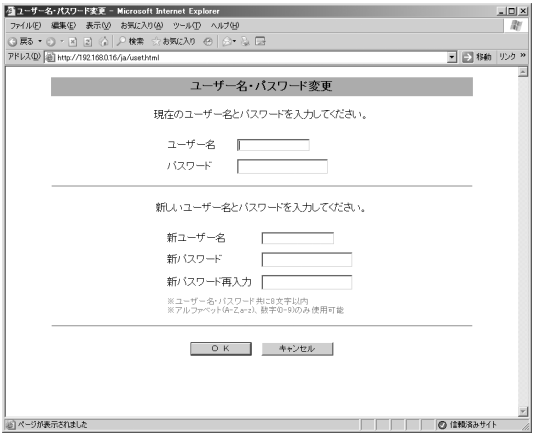

【ユーザー名】

現在設定されているユーザー名を入力します。

【パスワード】

現在設定されているパスワードを入力します。

【新ユーザー名】

新たに登録するユーザー名を入力します。

【新パスワード】

新たに登録するパスワードを入力します。

【新パスワード再入力】

新たに登録するパスワードを再入力します。

■ ソフトウェア・ライセンス画面

MEDIAEDGE-STB3で使用しているソフトウェアのライセンス情報を表示します。

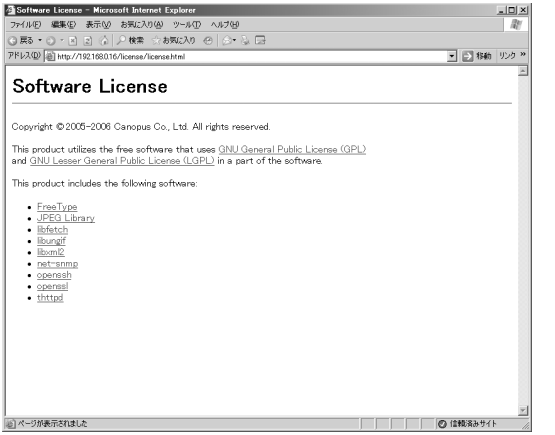

2 フロントパネルによる設定

MEDIAEDGE-STB3はフロントパネルから動作モードを設定することも可能です。フロントパネルから設定できるメニューには以下の項目があります。

- VIDEO
  - Output
    - 1080/59.94i
    - 720/59.94p
    - 1080/50i
    - 720/50p
    - 1080/59.94i(DVI)
    - 720/59.94p(DVI)
    - 1080/50i(DVI)
    - 720/50p(DVI)
    - NTSC
    - PAL
  - Aspect
    - 16:9
    - 4:3
  - Display mode
    - Full
    - Letter box
    - Panscan
- NETWORK
  - IP configuration
    - DHCP
    - Manual
      - IP address
      - Subnet mask
      - Default gateway
  - DNS configuration
    - Preferred DNS
    - Alternate DNS

- SYSTEM
  - Date
  - Remocon ID
  - LCD information
- INFORMATION
- SHUTDOWN
  - Power off
  - Reboot

■ 基本的なメニューの操作方法について

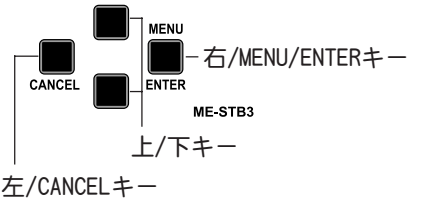

上 / 下キー	メニューや設定項目はこのキーを押して切り替えます。
左 /CANCEL キー	メニューのひとつ前の階層に戻る場合、操作をキャンセルする場合、設定メニューを終了する場合に使用します。
右 /MENU/ENTER キー	メニューモードを表示する場合、メニューの次の項目に進む(項目を選択する)場合、操作を確定する場合に使用します。

2-1 VIDEO

■ VIDEO-Output

MEDIAEDGE-STB3の映像出力フォーマットを設定します。使用するモニタに適したフォーマットに設定してください。

1080/59.94i	59.94fps インタレースの D3 解像度でコンポーネント端子から出力されます （日本国内向け）。
720/59.94p	59.94fps プログレッシブの D4 解像度でコンポーネント端子から出力されます （日本国内向け）。
1080/50i	50fpsインタレースのD3解像度でコンポーネント端子から出力されます。
720/50p	50fpsプログレッシブのD4解像度でコンポーネント端子から出力されます。
1080/59.94i(DVI)	59.94fpsインタレースのD3解像度でDVI-D端子からデジタル出力されます （日本国内向け）。
720/59.94p(DVI)	59.94fpsプログレッシブのD4解像度でDVI-D端子からデジタル出力されます （日本国内向け）。
1080/50i(DVI)	50fpsインタレースのD3解像度でDVI-D端子からデジタル出力されます。
720/50p(DVI)	50fpsプログレッシブのD4解像度でDVI-D端子からデジタル出力されます。
NTSC	NTSC信号がSビデオ端子およびコンポジットビデオ端子から出力されます （日本国内向け）。
PAL	PAL信号がSビデオ端子およびコンポジットビデオ端子から出力されます。

■ VIDEO-Aspect

使用するモニタのアスペクト比を設定します。

16 ： 9	使用するモニタが 16 ： 9のモニタの場合に選択してください。
4 ： 3	使用するモニタが4：3のモニタの場合に選択してください。

■ VIDEO-Display mode

VIDEO-Aspect の設定を 4:3 に設定した場合の、映像出力時のモードを指定します。オリジナルの画像のアスペクト比に関わらず、指定した方法で出力されます。

Full	全画面に映像を表示します。
Letter Box	16:9 のコンテンツの場合、 上下に黒い帯を挿入して表示します。
Panscan	16:9 のコンテンツの場合、 左右をカットして表示します。

2-2 NETWORK

■ NETWORK-IP configuration

MEDIAEDGE-STB3に割り当てる IP アドレスを設定します。

DHCP	DHCPによって割り当てられるIPアドレスを使用します。
Manual	IPアドレスを手動で設定します。

□ Manual による指定方法

Manual を選択すると、サブメニューとして[IP address]、[Subnet mask]、[Default gateway]が選択できます。

```
IP address
xxx.xxx.xxx.xxx
```

```
Subnet mask
xxx.xxx.xxx.xxx
```

```
Default gateway
xxx.xxx.xxx.xxx
```

いずれも[上/下]キーで数字が送られ、[右/MENU/ENTER]キーで次の項目に、[左/CANCEL]キーで前の項目に戻ります。
一番左の項目で[左/CANCEL]キーを押すと設定をキャンセル、一番右の項目で[右/MENU/ENTER]キーを押すと確定されます。

■ NETWORK-DNS configuration

DNSサーバーを指定する場合に設定を行います。

Preferred DNS	優先DNSサーバーのアドレスを設定します。
Alternate DNS	代替DNSサーバーのアドレスを設定します。

□ 指定方法

```
Preferred DNS
xxx.xxx.xxx.xxx
```

```
Alternate DNS
xxx.xxx.xxx.xxx
```

いずれも[上/下]キーで数字が送られ、[右/MENU/ENTER]キーで次の項目に、[左/CANCEL]キーで前の項目に戻ります。
一番左の項目で[左/CANCEL]キーを押すと設定をキャンセル、一番右の項目で[右/MENU/ENTER]キーを押すと確定されます。

2-3 SYSTEM

SYSTEMメニューでは、以下の項目の設定が行えます。

Date	日付と時刻の設定を行います。
Remocon ID	使用するリモコンのIDと同じIDに設定してください。
LCD information	動作中LCDに表示する情報を選択します。 Player status　プレイヤーの状態を表示します。 IP address　IPアドレスを表示します。 Date　日付と時刻を表示します。

2-4 INFORMATION

INFORMATIONメニューを使用すると、現在の設定をLCDに表示することができます。
[上/下] キーで項目を送ることができます。

項目	LCD表示
IP address MAC address	IP=xxx. xxx. xxx. xxx MA=xx:xx:xx:xx:xx:xx
Subnet mask Default Gateway	Sub=xxx. xxx. xxx. xxx G/W=xxx. xxx. xxx. xxx
Preferred DNS Alternate DNS	DNS1=xxx. xxx. xxx. xxx DNS2=xxx. xxx. xxx. xxx
System version	System version 1.0.0

[左/CANCEL]キーで設定メニュー表示に戻ります。

2-5 SHUTDOWN

システムを終了、または再起動します。

Power off	システムをシャットダウンし、 電源を切ります。
Reboot	システムをシャットダウンし、 再起動します。

3 ファームウェアのアップデート

3-1 アップデート方法

■ Webブラウザによるアップデート

(1) MEDIAEDGE-STB3で接続するPCにファームウェアをコピーします。

(2) Webブラウザを使い、MEDIAEDGE-STB3 Setupページを呼び出します。

(3) ファームウェアの更新を選び、ファイルを指定して更新を行います。

(4) 更新完了後、MEDIAEDGE-STB3は自動的に再起動します。

更新されない場合

・ファイルが不正な時。

・同じ、もしくはより新しいバージョンが既に入っている時。

> 🕮 注意！
> アップデート中にコンテンツの再生やリモコン操作などを行わないでください。

> 🕮 注意！
> アップデート中にMEDIAEDGE-STB3の電源を切らないでください。

4 メンテナンスモード

4-1 メンテナンスモードとは

MEDIAEDGE-STB3のメンテナンスモードは、前項「③ファームウェアのアップデート」においてファームウェア更新に失敗し、MEDIAEDGE-STB3が正常に起動しなくなった場合、もしくは[ユーザー名・パスワードの変更]画面で変更したユーザー名やパスワードを忘れてしまった場合などの緊急復旧用プログラムです。
ファームウェアの更新では通常の更新ファイルではなく、メンテナンスモード専用の更新ファイルを使用します。

■ 接続と設定

（1） RS-232Cポートを備えるコンピュータとMEDIAEDGE-STB3をシリアルクロスケーブルを使って接続します。
（2） コンピュータ上でターミナル通信ソフトを起動してください。
通信パラメータは次の通りです；

ボーレート：	115200bps
データビット長：	8ビット
ストップビット長：	1
パリティ：	なし
フロー制御：	なし

> 📖 **注意！**
> メンテナンスモードを使用する際、本書に記載された以外の操作は行わないでください。予期しない操作によりファームウェアが壊れる恐れがあります。

■ 起動方法

電源が投入されている状態で、リセットスイッチを押し続けてください。数秒後、MEDIAEDGE-STB3のLCDに[Maintenance Mode]と表示されます。[Maintenance Mode]表示後しばらくすると、ターミナル通信ソフトの画面上に POLARIS login: と表示されます。

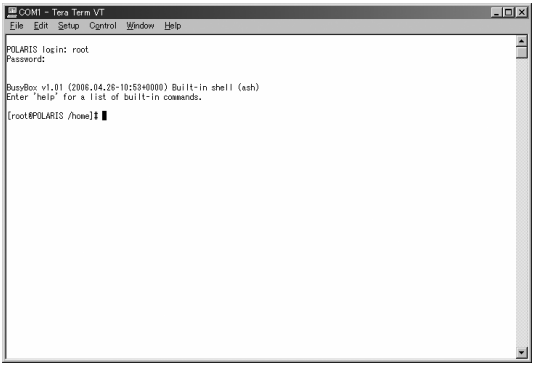
COM1 - Tera Term VT
File Edit Setup Control Window Help
POLARIS login: root
Password:
BusyBox v1.01 (2006.04.26-10:53+0000) Built-in shell (ash)
Enter 'help' for a list of built-in commands.
[root@POLARIS /home]#

1： この状態で以下のように入力してください。

```
POLARIS login: root
Password: polaris
```

※ パスワードを入力しても画面上には何も表示されません。

2： ターミナル通信ソフトの画面上に以下のように表示されます。

```
Busybox v1.0.1(2006.04.26-10:53+0000)Built-in shell(ash)
Enter  'help for a list of built-in command.

[root@POLARIS /home]#
```

※ ユーザー名やパスワードを正しく入力していない場合は、手順1の画面が繰り返し表示されます。

4-2 ファームウェアの復旧

■ IPアドレスの設定

DHCPが使用可能でない場合、IPアドレスを設定します。

※ ここでは設定するIPアドレスを192.168.0.16の場合を例に説明しています。

※ DHCPが使用可能な場合は、DHCPによりIPアドレスが割り当てられています。

1： 以下のように入力し、IPアドレスを設定してください。

```
[root@POLARIS /home]# ifconfig eth0 192.168.0.16
```

2： IPアドレスを確認する場合は、以下のように入力してください。

```
[root@POLARIS /home]# ifconfig
```

■ ファームデータのダウンロード

Webサーバー、もしくはFTPサーバーからメンテナンスモード更新用のファームデータをダウンロードします。

※ ここでは入手するFTPサーバーを192.168.0.2の場合を例に説明しています。

1： 以下のように入力し、取得するファームウェアのアドレスを設定してください。

```
[root@POLARIS /home]# cd /tmp
[root@POLARIS /home]# wget ftp://192.168.0.2/maintenance.tgz
```

■ ファームデータの復旧

ファームウェアの復旧を行います。

以下のように入力し、ファームウェアを復旧してください。

※　再び[root@POLARIS /home]#と表示されるまで操作を行わないでください。

```
[root@POLARIS /home]# tar zxvf maintenance.tgz
[root@POLARIS /home]# ./up
```

■ システムの再起動

システムを再起動します。

以下のように入力し、システムを再起動してください。

```
[root@POLARIS /home]# reboot
```

■ ファームウェアの更新

通常の手段で最新のファームウェアに更新しなおしてください。

MEDIAEDGE

4-3 ユーザー名・パスワードを忘れてしまった場合

ユーザー名もしくはパスワードを忘れてしまった場合には、MEDIAEDGE-STB3を工場出荷時の設定に初期化することができます。初期化完了後、ユーザー名は[admin]、パスワードは未設定状態となります。初期化完了後は通常モードで起動してください。

1： 以下のように入力し、MEDIAEDGE-STB3を初期化します。

```
[root@POLARIS /home]# setdef
```

MEDIAEDGE

APPENDIX

4

- 制限事項
- MEDIAEDGE-STB3 とリモコンの ID 設定
- FEC(Forward Error Correction)機能
- MEDIAEDGE-STB3 ハードウェア仕様
- GPL ライセンスに関する事項
- LGPL ライセンスに関する事項

1 制限事項

■ コンテンツの再生に関する制限

- MEDIAEDGE-STB3 でHDとSDコンテンツのシームレス再生を行うと、内蔵のMPEGデコーダデバイスが停止(ハングアップ)する可能性があります。
- MPEG1/MPEG2などMPEG圧縮形式の異なるコンテンツ間のシームレス再生は対応できません。
- MEDIAEDGE-LEB、MVR-D4400/D4000 でのMPEG1 再生は対応していません。

2 MEDIAEDGE-STB3 とリモコンの ID 設定

MEDIAEDGE-STB3 とリモコンの ID 設定を 0 番から 3 番までに割り当てることができます。デフォルト ID は 0 番に設定されています。
例えば、2 番の ID に設定されたリモコンで、2 番に設定された MEDIAEDGE-STB3 を操作することができます。設定は、各リモコンと各 MEDIAEDGE-STB3 に行う必要があります。

2-1 リモコンに ID を割り当てる

各リモコンに ID を 0 番から 3 番まで割り当てることができます。ID の割り当てはリモコンの 0～3 までの数字ボタンと ▼ ボタンで設定します。ここでは ID を 2 番に設定する手順を例に説明します。

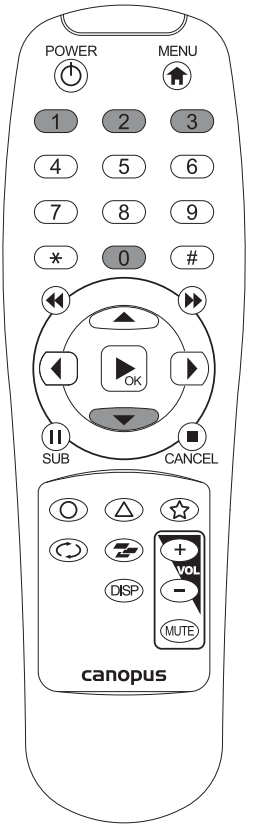

1 **数字ボタン (2) と ▼ ボタンを同時に 1 秒間以上押し続けてください。**

> 📖 **注意！**
> ID 設定が変更されても警告音が鳴るなどの合図はありません。

■DIP スイッチによる設定

DIPスイッチでIDを割り当てることができます。IDの割り当ては電池ケースをとりはずした場所にあるDIPスイッチで設定します。

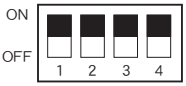

ボタン操作で ID 変更可能（全部 OFF：出荷時）

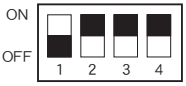

ID0固定（1のみ ON）

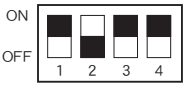

ID1固定（2のみ ON）

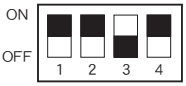

ID2固定（3のみ ON）

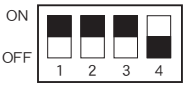

ID3固定（4のみ ON）

2-2 MEDIAEDGE-STB3 に ID を割り当てる

■ フロントパネルによる設定

1 MEDIAEDGE-STB3 フロントパネルの[右 /MENU/ENTER]キーを押してメニューを表示してください。

2 MEDIAEDGE-STB3フロントパネルの[下]/[上]キーおよび[右/MENU/ENTER]キーを押して[SYSTEM]メニュー→[Remocon ID]メニューで指定したいIDを選択して[右 /MENU/ENTER]キーを押してください。

3 [左 /CANCEL]キーを押してフロントパネルのメインメニューに戻ると[Save config(Y/N)?]メニューが表示されます。[下]/[上]キーで[Yes]を選択して[右 /MENU/ENTER]キーを押してください。

■ Web ブラウザによる設定

1 Internet Explorer を起動してMEDIAEDGE-STB3の設定を呼び出します。

例):MEDIAEDGE-STB3 の IP アドレスが 192.168.0.16 の場合

URL http://192.168.0.16

2 MEDIAEDGE-STB3 Setup画面が起動します。[ローカル設定]をクリックしてください。

3 ユーザー名とパスワードを入力してください。

※ 工場出荷時、[ユーザー名]は[admin]、[パスワード]は空白(ブランク)に設定されています。

4 システム設定の[リモコン ID]で ID を選択します。その他の設定が完了したら[設定]ボタンをクリックしてください。

3 FEC(Forward Error Correction)機能

FEC機能によりストリーミングデータのエラー訂正が可能です。これにより映像配信中データの欠落や誤りが生じた場合でもデータを補完して再生を続けることが可能です。FEC機能を利用するにはストリームサーバーもFEC機能を搭載している必要があります。

MEDIAEDGE-STB3のFEC設定は、MEDIAEDGE-STB3 Setupページで変更することができます(「ローカル設定」-「2. ネットワーク設定」-「FEC機能」)。

- FEC機能のデフォルト値は[Enable](有効)です。
- FEC機能が[Enable](有効)の場合、送出ストリームがFEC対応しているかどうかをMEDIAEDGE-STB3が判断し、対応していればFEC機能を使って受信再生を行います。非対応の場合はFEC機能を使わずに受信再生を行います。
- FEC機能が[Disable](無効)の場合、MEDIAEDGE-STB3は常にFEC機能を使わずに受信再生を行います。

> 📖 注意！
>
> - RTPに格納するTSパケット数が7～31のとき、FEC処理時の再生可能最大ビットレートは15Mbpsで、TSパケット数が32以上のときはFEC処理時の再生可能最大ビットレートが25Mbpsです。
> - FEC有効時はストリームサーバーの設定により再生遅延が大きくなることがあります(RTPに格納するTSパケット数、FECパラメータなどに依存します)。また、RTPのTSパケット数やFECパラメータの数値を大きくすると、内部メモリの不足によりコンテンツ再生が正常に行われない場合があります。

【FEC搭載ストリームサーバー】

- MEDIAEDGE-SVS3 Ver.3.00以降
- MEDIAEDGE-LEB Firmware 1.20.0.1以降

4 MEDIAEDGE-STB3 ハードウェア仕様

ネットワークインターフェース		
形式	100Base-TX、 1000Base-T Ethernet/IEEE802.3フレーム形式に準拠 オートネゴシエーション対応 フルデュプレックス対応	
端子	RJ45モジュラコネクタ x1	
映像出力		
480/59.94i (NTSC形式) 576/50i (PAL形式)	SD 信号	
	端子	コンポジット出力端子 x1 コンポーネント出力 BNC 端子 x3 Y/C 出力 S 端子 x1 (適合負荷インピーダンス ： 75 Ω)
1080/59.94i 1080/50i 720/59.94p 720/50p	HD 信号	
	端子	コンポーネント出力 BNC 端子 x3 (適合負荷インピーダンス ： 75 Ω)
1080/59.94i(DVI) 1080/50i(DVI) 720/59.94p(DVI) 720/50p(DVI)	デジタル信号	
	端子	DVI-D 端子 x1
音声出力		
アナログ音声出力	形式	ステレオライン出力(不平衡)
	端子	左チャネル ピンジャック x1 (白) 右チャネル ピンジャック x1 (赤)
	最大出力レベル	2Vms @R_L=10kΩ
	負荷インピーダンス	10k Ω以上を推奨
デジタル音声出力	形式	S/PDIF 同軸
	端子	ピンジャック x1 (黒)
	出力レベル	0.5V @R_L=75Ω
	負荷インピーダンス	75 Ω を推奨

リモートコントロール		
赤外線ワイヤレスリモートコントロール	ワイヤレスリモコン	赤外線受光部 x1
有線リモートコントロール	リモート制御端子	リモート制御用ミニジャック x1 プラグ挿入による自動切換え(赤外線ワイヤレスリモートコントロールとの排他使用)
汎用入出力		
シリアルポート	形式	EIA-232
	端子	D-SUB 9 ピン(オス) x1
定格		
電源電圧	ACアダプタ	入力 : AC 100V～240V (50Hz/60Hz) 出力 : DC 12V 3A (max)
	本体	入力 : DC 12V 2.9A (max)
温度条件	動作温度範囲	5～40℃
その他		
外形寸法	W 215.5 x D 246.4 x H 44 mm (端子、 突起物、 ゴム足含まず)	
質量	約 2kg	

5 GPL ライセンスに関する事項

ＧＮＵ一般公有使用許諾書
==========

1991 年 6 月, バージョン 2

Copyright (C) 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc.
675 Mass Ave, Cambridge, MA 02139, USA *

＊【注意】 現在、このバージョン 2 の発行者(FSF)住所は、正式に新しい住所の 51 Franklin St, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301, USA に変わっている。

何人も、以下の内容を変更しないでそのまま複写する場合に限り、本使用許諾書を複製したり頒布することができます。

はじめに

ほとんどのソフトウェアの使用許諾は、ソフトウェアを共有し、変更するユーザの自由を奪うことを意図しています。それに対して、我々の GNU 一般公有使用許諾は、フリー・ソフトウェアを共有したり変更する自由をユーザに保証するためのもの、即ちフリー・ソフトウェアがそのユーザ全てにとってフリーであることを保証するためのものです。本使用許諾は、Free Software Foundation のほとんど全てのソフトウェアに適用されるだけでなく、プログラムの作成者が本使用許諾に依るとした場合のそのプログラムにも適用することができます。(その他の Free Software Foundation のソフトウェアのいくつかは、本許諾書ではなく、GNU ライブラリー一般公有使用許諾で保護されます。)
あなたは自分のプログラムにもこれを適用できます。我々がフリー・ソフトウェアについて言う場合は自由のことに言及しているのであって、価格のことではありません。我々の一般公有使用許諾の各条項は、次の事柄を確実に実現することを目的として立案されています。

- フリー・ソフトウェアの複製物を自由に頒布できること（そして、望むならあなたのこのサービスに対して対価を請求できること)。
- ソース・コードを実際に受け取るか、あるいは、希望しさえすればそれを入手することが可能であること。
- 入手したソフトウェアを変更したり、新しいフリー・プログラムの一部として使用できること。
- 以上の各内容を行なうことができるということをユーザ自身が知っていること。

このようなユーザの権利を守るために、我々は、何人もこれらの権利を否定したり、あるいは放棄するようにユーザに求めることはできないという制限条項を設ける必要があります。これらの制限条項は、ユーザが、フリー・ソフトウェアの複製物を頒布したり変更しようとする場合には、そのユーザ自身が守るべき義務ともなります。例えば、あなたがフリー・ソフトウェアの複製物を頒布する場合、有償か無償かにかかわらず、あなたは自分の持っている権利を全て相手に与えなければなりません。あなたは、相手もまたソース・コードを受け取ったり入手できるということを認めなければなりません。さらにあなたは、彼らが自分たちの権利を知るように、これらの条項を知らしめなければなりません。

我々は次の２つの方法でユーザの権利を守ります。(1) ソフトウェアに著作権を主張し、(2) 本使用許諾の条項の下でソフトウェアを複製・頒布・変更する権利をユーザに与えます。

また、各作成者や我々自身を守るために、本フリー・ソフトウェアが無保証であることを全ての人々が了解している必要があります。さらに、他の誰かによって変更されたソフトウェアが頒布された場合、受領者はそのソフトウェアがオリジナル・バージョンではないということを知らされる必要があります。

MEDIAEDGE

それは、他人の関与によって原開発者に対する評価が影響されないようにするためです。

最後に、どのフリー・プログラムもソフトウェア特許に絶えず脅かされています。我々は、フリー・プログラムの再頒布者が個人的に特許権を取得し、事実上そのプログラムを自分の財産にしてしまうという危険を避けたいと願っています。これを防ぐために我々は、いずれの特許も、誰でも自由に使用できるように使用許諾されるべきか、あるいは何人に対しても全く使用させないかの、いずれかにすべきであることを明らかにしてきました。

複写・頒布・変更に対する正確な条項と条件を次に示します。

GNU一般公有使用許諾の下での複製、頒布、変更に関する条項と条件
==========

1．本使用許諾は、本一般公有使用許諾の各条項に従って頒布されるという著作権者からの告知文が表示されているプログラムやその他の作成物に適用されます。以下において「プログラム」とは、そのようなプログラムや作成物を指すものとし、また、「プログラム生成物」とは、上述した「プログラム」自身、または、著作権法下における全ての派生物；すなわち、その「プログラム」の全部又は一部を、そのまま又は変更して、且つ／又は他の言語に変換して、内部に組み込んだ作成物を意味します。（以下、言語変換は「変更」という用語の中に無条件に含まれるものとします。）本使用許諾によって許諾を受ける者を「あなた」と呼びます。

複製、頒布、変更以外の行為は本使用許諾の対象としません。それらは本使用許諾の範囲外です。「プログラム」を実行させる行為に関して制約はありません。「プログラム」の出力は、（「プログラム」を実行させて作成させたかどうかとは無関係に） その内容が「プログラム生成物」である場合に限り本使用許諾の対象となります。これが当てはまるかどうかは、「プログラム」が何をするものかに依ります。

2．あなたは、どのような媒体上へ複製しようとする場合であっても、入手した「プログラム」のソース・コードをそのままの内容で複写した上で適正な著作権表示と保証の放棄を明確、且つ適正に付記する場合に限り、複製又は頒布することができます。その場合、本使用許諾及び無保証に関する記載部分は、全て元のままの形で表示してください。
また、「プログラム」の頒布先に対しては、「プログラム」と共に本使用許諾書の写しを渡してください。複製物の引き渡しに要する実費は請求することができます。また、あなた独自の保証を行なう場合はそれを有償とすることができます。

3．次の各条件を全て満たしている限り、あなたは、「プログラム」又はその一部分を変更して「プログラム生成物」とすることができ、さらに、変更版や右作成物を上記第２項に従って複製又は頒布することもできます。

（a） ファイルを変更した旨とその変更日とを、変更したファイル上に明確に表示すること。

（b） 変更したか否かを問わず、凡そ「プログラム」又はその一部分を内部に組み込んでいるか又はそれから派生した生成物を頒布する場合には、その全体を本使用許諾の条項に従って第三者へ無償で使用許諾すること。

（c） 変更したプログラムが実行時に通常の対話的な方法でコマンドを読むようになっているとすれば、最も普通の方法で対話的にそのプログラムを実行する時に、次の内容を示す文言がプリンタへ印字されるか、或いは画面に表示されること。

・適切な著作権表示。
・無保証であること（あなたが独自に保証する場合は、その旨）。
・頒布を受ける者も、本使用許諾と同一の条項に従って「プログラム」を再頒布できること。
・頒布を受ける者が本使用許諾書の写しを参照する方法。

（例外として、「プログラム」自体は対話的であっても起動時の文言を通常は印字しないのならば、あなたの「プログラム生成物」はこのような文言を印字する必要はありません。）

これらの要件は変更された作成物にも全て適用されます。その変更版の或る部分が「プログラム」の派生物ではなく、しかもそれ自体独立で異なる作成物だと合理的に考えられる場合、あなたがそれらを別の作成物として頒布した時は、本使用許諾とその条項はそれらの部分には適用されません。しかし、それらを「プログラム生成物」の一部として頒布する場合は、全体が本使用許諾の条項に従って頒布されなければならず、使用許諾を受ける他の全ての者に対する許諾もプログラム全体にわたって与えられなければならず、結果として、誰が書いたかにかかわらず、全ての部分に本使用

許諾が適用されなければなりません。

このように、本条項の意図するところは、完全にあなたによって書かれた作成物について、権利を要求したり、あなたと権利関係を争うことではありません。むしろその目的は、作成物が「プログラム生成物」である場合にその派生物や集合物の頒布を規制することにあります。

さらに、「プログラム」（又は「プログラム生成物」） と「プログラム生成物」とはならない他のプログラムとを、単に保管や頒布のために同一の媒体上にまとめて記録したとしても、本使用許諾は他のプログラムには適用されません。

4．あなたは、以下のうちいずれか１つを満たす限り、上記第２項及び第３項に従って「プログラム」（又は、上記第３項で言及している「プログラム生成物」）をオブジェクト・コード又は実行可能な形式で複製及び頒布することができます。

（a） 対応する機械読み取り可能なソース・コード一式を一緒に引き渡すこと。その場合、そのソース・コードの引き渡しは上記第２項及び第３項に従って、通常ソフトウェアの交換に用いられる媒体で行なわれること。

（b） 少なくとも３年間の有効期間を定め、且つその期間内であれば対応する機械読み取り可能なソース・コード一式の複製を、ソース頒布に関わる実費以上の対価を要求せずに提供する旨、及びその場合には上記第２項及び第３項に従って、通常ソフトウェアの交換に用いられる媒体で提供される旨を記載した書面を、第三者に一緒に引き渡すこと。

（c） 対応するソース・コード頒布の申し出に際して、あなたが得た情報を一緒に引き渡すこと。（この選択肢は、営利を目的としない頒布であって、且つあなたが上記の（b）項に基づいて、オブジェクト・コード或いは実行可能形式のプログラムしか入手していない場合に限り適用される選択項目です。）

なお、ソース・コードとは、変更作業に適した記述形式を指します。また、実行可能形式のファイルに対応するソース・コード一式とは、それに含まれる全モジュールに対応する全てのソース・コード、及びあらゆる関連のインタフェース定義ファイル、及び実行を可能にするコンパイルとインストールの制御に関する記述を指します。特別な例外として、実行可能なファイルが動作するオペレーティング・システムの主要な構成要素（コンパイラ、カーネルなど） と共に（ソース・コード又はバイナリのどちらかで） 頒布されているものについては、その構成要素自体が実行形式に付随していない場合に限り、頒布されるソース・コードに含める必要はありません。

実行可能形式またはオブジェクト・コードの頒布が、指示された場所からの複製のためのアクセス権の賦与である場合、同じ場所からのソース・コードの複製のための同等なアクセス権を賦与すれば、たとえ第三者にオブジェクト・コードと共にソースの複製を強いなくとも、ソース・コードを頒布したものとみなします。

5．本使用許諾が明示的に許諾している場合を除き、あなたは、「プログラム」を複製、変更、サブライセンス、頒布することができません。本使用許諾に従わずに「プログラム」を複製、変更、サブライセンス、頒布しようとする行為は、それ自体が無効であり、且つ、本使用許諾があなたに許諾している「プログラム」の権利を自動的に消滅させます。その場合、本使用許諾に従ってあなたから複製物やその権利を得ている第三者は、本使用許諾に完全に従っている場合に限り、引続き有効な使用権限を持つものとします。

6．あなたはまだ同意の印として署名していないので、本使用許諾を受け入れる必要はありません。しかし、あなたに「プログラム」又はその派生物を変更又は再頒布する許可を与えるものは本使用許諾以外にはありません。これらの行為は、あなたがもし本使用許諾を受け入れないのであれば、法律によって禁じられます。従って、あなたが「プログラム」（又は「プログラム生成物」）の変更又は頒布を行えば、それ自体であなたは本使用許諾を受け入れ、且つ、「プログラム」又はその「プログラム生成物」の複製、頒布、変更に関するこれらの条項と条件の全てを受け入れたことを示します。

7．あなたが「プログラム」（又はその「プログラム生成物」）を再頒布すると自動的に、その受領者は、元の使用許諾者から、本使用許諾の条項に従って「プログラム」を複製、頒布、変更することを内容とする使用許諾を受けたものとします。あなたは、受領者に許諾された権利の行使について、さらに制約を加えることはできません。あなたには、第三者に本使用許諾の受け入れを強いる責任はありません。

8．裁判所の判決、又は特許侵害の申し立て、又は（特許問題に限らない）何らかの理由の結果として、あなたに課せられた条件が本使用許諾と相入れないものであったとしても（裁判所の命令、契約、その他によるものであれ）、本使用許諾の条件が免除されるものではありません。本使用許諾による責務と、その他の何らかの関連責務を同時に満たす態様で頒布することができないならば、あなたは「プログラム」を全く頒布してはいけません。例えば、特許権の内容が、あなたから直接又は間接に複製を受け取った全ての人に使用料のないプログラムの再頒布を許さないものであれば、あなたがかかる特許上の要請と本使用許諾の両方を満足させる方法は、「プログラム」の頒布を完全に断念することだけです。

本条項の或る部分が何らかの特別な状況下で無効または適用不可能になった場合、本条項のその他の残りの部分が適用されるように意図されており、また、本条項は全体としてその他の状況に当てはまるように意図されています。

本条項の目的は、特許やその他の財産権を侵害したり、そのような権利に基づく主張の妥当性を争うようにあなたに勧めることではありません。本条項の唯一の目的は、フリー・ソフトウェアの頒布システムの完全性を守ることで、それは公有使用許諾の実践によって履行されます。多くの人々が、このシステムの一貫した適用を信頼して、このシステムを通じて頒布されている幅広い範囲のソフトウェアに惜しみない貢献をしてくれました。作成者や寄贈者が他の何らかのシステムを通じてソフトウェアを頒布したいと決めることは彼らの自由意志であり、使用許諾を受ける者はその選択を強いることはできません。

本条項は、本使用許諾の他の条項の意味内容が何であるかを完全に明らかにすることを意図しています。

9.「プログラム」の頒布・使用が、ある国において特許又は著作権で保護されたインタフェースのどちらかで制限される場合、「プログラム」を本使用許諾下においた原著作権保持者は、その国を除外する旨の明示的な頒布地域制限を加え、それ以外の（除外されない） 国に限定して頒布が許されるようにすることができます。そのような場合、その制限を本使用許諾の本文にあたかも書かれているかのように本使用許諾の中に組み入れられるものとします。

10. Free Software Foundation は随時、本一般公有使用許諾の改訂版、又は新版を公表することがあります。そのような新しいバージョンは、現行のバージョンと基本的に変わるところはありませんが、新しい問題や懸案事項に対応するために細部では異なるかもしれません。

各バージョンは、バージョン番号によって区別します。「プログラム」中に本使用許諾のバージョン番号の指定がある場合は、その指定されたバージョンか、又はその後に Free Software Foundation から公表されているいずれかのバージョンから１つを選択して、その条項と条件に従ってください。「プログラム」中に本使用許諾のバージョン番号の指定がない場合は、Free Software Foundation が公表したどのバージョンでも選択することができます。

11.「プログラム」の一部を頒布条件の異なる他のフリー・プログラムに組み込みたい場合は、その開発者に書面で許可を求めてください。Free Software Foundation が著作権を持っているソフトウェアについては、 Free Software Foundation へ書面を提出してください。このような場合に対応するために我々は例外的処理をすることもありますが、その判断基準となるのは、次の２つの目標の実現に合致するか否かという点です。即ち、１つは我々のフリー・ソフトウェアの全ての派生物をフリーな状態に保つことであり、もう１つはソフトウェアの共有と再利用とを広く促進させることです。

無保証

12.「プログラム」は無償で使用許諾されますので、適用法令の範囲内で、「プログラム」の保証は一切ありません。著作権者やその他の第三者は全く無保証で「そのまま」の状態で、且つ、明示か暗黙であるかを問わず一切の保証をつけないで提供するものとします。ここでいう保証とは、市場性や特定目的適合性についての暗黙の保証も含まれますが、それに限定されるものではありません。「プログラム」の品質や性能に関する全てのリスクはあなたが負うものとします。「プログラム」に欠陥があるとわかった場合、それに伴う一切の派生費用や修理・訂正に要する費用は全てあなたの負担とします。

13. 適用法令の定め、又は書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて「プログラム」の変更・再頒布を為し得る第三者は、「プログラム」を使用したこと、または使用できないことに起因する一切の損害について何らの責任も負いません。著作権者や前記の第三者が、そのような損害の発生する可能性について知らされていた場合でも同様です。なお、ここでいう損害には通常損害、特別損害、偶発損害、間接損害が含まれます（データの消失、又はその正確さの喪失、あなたや第三者が被った損失、他のプログラムとのインタフェースの不適合化、等も含まれますが、これに限定されるものではありません）。

以上

注意
＊＊

英文文書（GNU General Public License）を正式文書とする。この和文文書は弁護士の意見を採り入れて、できるだけ正確に英文文書を翻訳したものであるが、法律的に有効な契約書ではない。

和文文書自体の再配布に関して
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

いかなる媒体でも次の条件がすべて満たされている場合に限り、本和文文書をそのまま複写し配布することを許可する。また、あなたは第三者に対して本許可告知と同一の許可を与える場合に限り、再配布することが許可されています。

・受領、配布されたコピーに著作権表示および本許諾告知が前もって載せられていること。

・コピーの受領者がさらに再配布する場合、その配布者が本告知と同じ許可を与えていること。

・和文文書の本文を改変しないこと。

あなたの新しいプログラムにこれらの条項を適用する方法
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

あなたが新しくプログラムを作成し、それを公用に供したい場合は、プログラムをフリー・ソフトウェアにして、全ての人々が以上の各条項に従ってこれを再頒布や変更をすることができるようにするのが最良の方法です。

そうするためには、プログラムに以下の表示をしてください。その場合、無保証であるということを最も効果的に伝えるために、ソース・ファイルの冒頭にその全文を表示すれば最も安全ですが、その他の方法で表示する場合でも、「著作権表示」と全文を読み出す為のアドレスへのポインタだけはファイル上に表示しておいてください。

＜プログラム名とどんな動作をするものかについての簡単な説明の行＞
Ｃｏｐｙｒｉｇｈｔ（Ｃ）　１９〇〇年、＜著作権者名＞

本プログラムはフリー・ソフトウェアです。あなたは、Free SoftwareFoundation が公表した GNU 一般公有使用許諾の「バージョン２」或いはそれ以降の各バージョンの中からいずれかを選択し、そのバージョンが定める条項に従って本プログラムを再頒布または変更することができます。

本プログラムは有用とは思いますが、頒布にあたっては、市場性及び特定目的適合性についての暗黙の保証を含めて、いかなる保証も行ないません。詳細については GNU 一般公有使用許諾書をお読みください。

あなたは、本プログラムと一緒に GNU 一般公有使用許諾の写しを受け取っているはずです。そうでない場合は、Free Software Foundation, Inc.,675 Mass Ave, Cambridge, MA 02139, USA ＊ へ手紙を書いてください。

＊【注意】 現在、このバージョン2の発行者(FSF)住所は、正式に新
しい住所の 51 Franklin St, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301,
USA に変わっている。

また、ユーザが電子メイルや書信であなたと連絡をとる方法についての情報も書き添えてください。

MEDIAEDGE

プログラムが対話的に動作する場合は、対話モードで起動した時に次のような短い告知文が表示されるようにしてください。

Ｇｎｏｍｏｖｉｓｉｏｎ　バージョン６９、Ｃｏｐｙｒｉｇｈｔ（Ｃ）１９〇〇年 ＜著作権者名＞

Gnomovision は完全に無保証です。詳細は show w とタイプしてください。これはフリー・ソフトウェアなので、特定の条件の下でこれを再頒布することができます。詳細は show c とタイプしてください。

上記の show w や show c は各々、本一般公有使用許諾の関連する部分を表示するコマンドを指します。もちろん、あなたが使うこれらのコマンドは show w や show c といった呼び名でなくても構いません。さらに、それらのコマンドはあなたのプログラムに合わせる為に、マウスでクリックしたりメニュー形式にすることもできます。

また、必要と認めた場合には、あなたの雇い主(あなたがプログラマとして働いている場合）や在籍する学校から、そのプログラムに対する「著作権放棄」を認めた署名入りの書面を入手してください。ここにその文例を載せます。名前は変えてください。

Yoyodyne, Inc. は、James Hacker が開発したプログラム
`Gnomovision´（コンパイラにつなげるプログラム）についての著作権
法上の全ての権利を放棄する。

＜Ｔｙ　Ｃｏｏｎ　の署名＞，　１　Ａｐｒｉｌ　１９８９
Ｔｙ　Ｃｏｏｎ，　副社長

本一般公有使用許諾は、あなたのプログラムを財産権の対象となっている他のプログラムに組み込むことは認めていません。あなたのプログラムがサブルーチン・ライブラリであって、あなたがそのライブラリを財産権の対象となっている他のアプリケーションとリンクさせることによって、さらに有用なものにしようとする場合には、本使用許諾書の代わりに、GNU ライブラリー般公有使用許諾書に従ってください。

---

6 LGPL ライセンスに関する事項

GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書
バージョン 2.1、1999 年 2 月
日本語訳、2002 年 8 月 14 日

Copyright (C) 1991, 1999 Free Software Foundation, Inc.
59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA
この利用許諾契約書を、一字一句そのままに複製し頒布することは許可する。しかし改変は認めない。

[これは劣等 GPL としては最初の公開版です。劣等 GPL は GNU ライブラリ公衆利用許諾契約書 バージョン 2 の後継とみなされるので、バージョン番号は 2.1 となっています。]

This is an unofficial translation of the GNU Lesser General Public License into Japanese. It was not published by the Free Software Foundation, and does not legally state the distribution terms for software that uses the GNU LGPL--only the original English text of the GNU LGPL does that. However, we hope that this translation will help Japanese speakers understand the GNU LGPL better.
(訳: 以下は GNU Lesser General Public License の非公式な日本語訳です。これはフリーソフトウェア財団(the Free Software Foundation)によって発表されたものではなく、GNU LGPL を適用したソフトウェアの頒布条件を法的に有効な形で述べたものではありません。頒布条件としては GNU LGPL の英語版テキストで指定されているもののみが有効です。しかしながら、私たちはこの翻訳が、日本語を使用する人々にとって GNU LGPL をより良く理解する助けとなることを望んでいます。)
翻訳は 八田真行〈mhatta@gnu.org〉が行った。原文は http://www.gnu.org/licenses/lgpl.html である。誤訳の指摘や改善案を歓迎する。

はじめに

ソフトウェア向けライセンスの大半は、あなたがそのソフトウェアを共有したり変更したりする自由を奪うよう設計されています。対照的に、各種の GNU 一般公衆利用許諾契約書は、あなたがフリーソフトウェアを共有したり改変したりする自由を保証する ー すなわち、ソフトウェアがそのユーザすべてにとってフリーであることを保証することを目的としています。

このライセンス、「劣等一般公衆利用許諾契約書」は、フリーソフトウェア財団やこの契約書を適用すると決めたフリーソフトウェア財団以外の作者による特定のソフトウェアパッケージ ー 典型的にはライブラリ ー のいくつかに適用されます。あなたもこの契約書を適用することができますが、私たちとしてはまず最初に、ある特定の用途においてこの契約書と通常の一般公衆利用許諾契約書のどちらを適用するのが戦略としてより優れているかを、以下の説明に即して注意深く考えてみることをおすすめします。

私たちがフリーソフトウェアと言うとき、それは利用の自由について言及しているのであって、価格は問題にしていません。私たちの提示する各種一般公衆利用許諾契約書は、あなたがフリーソフトウェアの複製を頒布する自由を保証するよう設計されています(希望に応じてその種のサービスに手数料を課す自由も保証されます)。また、あなたがソースコードを受け取るか、あるいは望めばそれを入手することが可能であるということ、あなたがソフトウェアを変更し、その一部を新たなフリーのプログラムで利用できるということ、そして、以上で述べたようなことができるということがあなたに知らされるということも保証されます。

あなたの権利を守るため、私たちはライブラリを頒布する者があなたの有するこれらの権利を否定することや、これらの権利を放棄するよう要求することを禁止するという制限を加える必要があります。よって、あなたがライブラリの複製物を頒布したりそれを変更したりする場合には、そういった制限のためにあなたにある種の責任が発生することになります。

例えば、もしあなたがライブラリの複製物を頒布する場合、有料か無料かに関わらず、あなたは私たちがあなたに与えた権利を全て受領者に与えなければなりません。また、あなたは彼らもソースコードを受け取るか手に入れることができるよう保証しなければなりません。もしあなたがライブラリと他のコードをリンクするならば、あなたは受け取る人がライブラリに変更を加えてそれを再コンパイルしたのちにそういったコードをライブラリと再リンクできるよう、彼らに完全なオブジェクトファイルを提供しなければなりません。そして、あなたは彼らに対して以下で述べる条件を示し、彼らに自らの持つ権利について知らしめるようにしなければなりません。

私たちはあなたの権利を二段階の手順を踏んで保護します。(1) まずライブラリに対して著作権を主張し、そして (2) あなたに対して、ライブラリの複製や頒布または改変についての法的な許可を与えるこの契約書を提示します。

個々の頒布者を保護するため、私たちはフリーなライブラリには何の保証も無いということを極めて明確にしておきたいと思います。また、ライブラリが誰か他人によって改変され、それが次々と頒布されていったとしても、その受領者は彼らが手に入れたライブラリがオリジナルのバージョンでは無いこと、そして原作者の名声は他人によって持ち込まれた可能性のある問題によって影響されることがないということが分かるようにしたいと思います。

最後に、ソフトウェア特許がいかなるフリーのプログラムの存在にも不断の脅威を投げかけていますが、私たちは、一企業が特許保有者から制約の厳しいライセンスを得ることによって、フリーなプログラムのユーザを事実上制限するようなことがないよう保証したいと思います。そこで、私たちはあるライブラリ向けに得られたいかなる特許ライセンスも、このライセンスで規定されている利用の自由を完全に満たしていなければならないと要求します。

いくつかのライブラリを含め、GNU ソフトウェアのほとんどは通常の GNU 一般公衆利用許諾契約書によって保護されています。このライセンス、「GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書」は、ある種の特定のライブラリに適用されるもので、通常の一般公衆利用許諾書とはかなり異なっています。私たちはある種のライブラリについて、それを非フリーなプログラムとリンクすることを許可する場合にはこの契約書を適用しています。

あるライブラリがあるプログラムとリンクされる場合、それが静的にリンクされるか共有ライブラリとして利用されるかは問わず、両者の結合したものは法的に言って結合著作物、すなわち元のライブラリの派生物となります。このような場合、通常の一般公衆利用許諾書では、全体としての結合物がライセンスの規定する自由の基準に適合する場合のみそのようなリンクを許可しています。いっぽう劣等一般公衆利用許諾書では、ライブラリを他のコードとリンクする許可に関して、より緩い基準で評価します。

私たちはこのライセンスを「劣等」一般公衆利用許諾契約書と呼びますが、それはこのライセンスが、ユーザの自由を護るということについて通常の一般公衆利用許諾契約書よりも「劣る」からです。また、このライセンスは非フリーなプログラムと競争する上で、他のフリーソフトウェア開発者たちにより小さな優位しかもたらしません。こういった不利な点があるので、私たちは多くのライブラリに通常の一般公衆利用許諾契約書を適用しています。しかし、ある特殊な状況下では劣等ライセンスを適用した方が有利なこともあります。

例えば、稀なこととは言え、あるライブラリがデファクトスタンダードになるように、そのライブラリの可能な限り広汎な利用を促進する特別な必要が生じることがあります。これを達成するためには、非フリーなプログラムでもライブラリが使えるよう許可しなければなりません。それほど珍しくない事例としては、フリーなライブラリが、広く使われている非フリーなライブラリと同じ機能を提供するという場合があります。この場合、フリーなライブラリをフリーソフトウェアにおける使用のみに制限しても得られるものはほとんどありませんから、私たちは劣等一般公衆許諾契約書を適用しています。

他のケースとしては、ある特定のライブラリを非フリーなプログラムにおいても利用できるようにすると、より多くの人々が大多数としてのフリーソフトウェアを使うことが可能となる場合があります。例えば、GNU C ライブラリを非フリーなプログラムにおいて利用する許可を与えれば、より多くの人々が GNU オペレーティングシステム全体、あるいは同様にその変種である GNU/Linux オペレーティングシステムも使えるようになるのです。

たとえ劣等一般公衆利用許諾書がユーザの自由を保護するという観点からは「劣る」ものであっても、LGPL で保護されたライブラリとリンクされているあるプログラムのユーザが、そのプログラムをライブラリの修正版を使って実行する自由とそのために必要な手段を有することは十分に保証されます。

複製や頒布、改変についての正確な条件と制約は以下で述べていきます。「ライブラリを基にした著作物」と「ライブラリを利用する著作物」の違いによく注意してください。前者はライブラリから採られたコードを含んでおり、一方後者は実行するためにライブラリと結合されなければならないということを意味しています。

複製、頒布、改変に関する条件と制約

0. この利用許諾契約は、そのソフトウェアライブラリ(またはその他のプログラム)をこの劣等一般公衆利用許諾契約書(「この契約書」とも表記)の定める条件の下で頒布することができる、という告知が著作権者かその他正当な権利を有する団体によって記載されたソフトウェアライブラリまたはその他のプログラムに適用される。それぞれの契約者は「あなた」と表現される。

「ライブラリ」とはソフトウェア関数やデータを集めたもので、(ライブラリに含まれるいくつかの関数やデータを利用する)アプリケーションプログラムとリンクして実行形式を作成するのに便利なよう準備されたものを意味する。

以下で「『ライブラリ』」と表記した場合は、この契約書で指定された条件に従って頒布されているソフトウェアライブラリまたはそのような著作物全般を意味する。「ライブラリを基にした著作物」とは、『ライブラリ』か、著作権法が規定するその派生物すべてのどちらかを指す。すなわち、『ライブラリ』かその一部を、全く同一のままか、改変を加えたか、あるいは直接他の言語に翻訳された形で含む著作物のことである(「改変」という語の本来の意味からはずれるが、以下では翻訳も改変の一種と見なす)。

ある著作物の「ソースコード」とは、それに対して改変を加える上で好ましいとされる著作物の形式を意味する。あるライブラリにとって完全なソースコードとは、それが含むモジュールすべてのソースコード全部に加え、関連するインターフェース定義ファイルのすべてとライブラリのコンパイルやインストールを制御するために使われるスクリプトをも加えたものを意味する。

複製や頒布、改変以外の活動はこの契約書ではカバーされない。それらはこの契約書の対象外である。『ライブラリ』を利用するプログラムを実行する行為自体に制限はない。また、そのようなプログラムの出力結果は、その内容が『ライブラリ』を基にした著作物を構成する場合のみこの契約書によって保護される(プログラムを書くために使われるツールでの『ライブラリ』の利用は関係ない)。このような線引きの妥当性は、『ライブラリ』が何をするのか、そして『ライブラリ』を利用するプログラムが何をするのかに依存する。

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と保証の否認声明(disclaimer of warranty)を目立つよう適切に掲載し、またこの契約書および一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの契約書の複製物を『ライブラリ』と共に頒布する限り、あなたは『ライブラリ』の完全なソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。媒体は問わない。

   あなたは、複製を譲渡するという物理的行為について手数料を課しても良いし、希望によっては手数料を取って交換における保護の保証を提供しても良い。

2. あなたは自分の『ライブラリ』の複製物かその一部を改変して『ライブラリ』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を上記第1節の定める条件の下で複製または頒布することができる。ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない:

   a) 改変された著作物はそれ自身がソフトウェアライブラリでなければな らない。
   b) あなたがそれらのファイルを変更したということと変更した日時が良 く分かるよう、改変されたファイルに告示しなければならない。
   c) あなたはいかなる第三者に対しても、著作物全体をこの契約書の定め る条件に従って利用することを無償で許可しなければならない。
   d) 改変された『ライブラリ』に含まれる機能が、その機能を利用するア プリケーションプログラムから提供される関数ないしデータのテーブ ルを参照している場合(機能が実行される際に引数として渡される場合 は除く)、あなたは、アプリケーションがそのような関数やテーブルを 提供しない場合でもその機能が依然動作し、その目的のどの一部分に ついても意味のある処理をこなし続けるよう保証するべく十分に誠実 な努力をしなければならない。
   (例えば、あるライブラリに平方根を計算する関数が含まれているとす ると、その関数にはアプリケーションからは明確かつ完全に独立した 目的がある。そこで、小節2dではこの関数によって使われるいかなる アプリケーション提供の関数またはテーブルも必須のものであっては ならないと要求している。すなわち、アプリケーションがそれらを提 供しない場合でも、平方根関数は依然として平方根を計算できなけれ ばならない。)

   以上の必要条件は全体としての改変された著作物に適用される。著作 物の一部が『ライブラリ』から派生したものではないと確認でき、そ れら自身別の独立した著作物であると合理的に考えられるならば、あ なたがそれらを別の著作物として分けて頒布する場合、そういった部 分にはこの契約書とその条件は適用されない。しかし、あなたが同じ部分を『ライブラリ』を基にした著作物全体の一部として頒布するな らば、全体としての頒布物は、この契約書が課す条件に従わなければ ならない。というのは、この契約書が他の契約者に与える許可は『ラ イブラリ』丸ごと全体に及び、誰が書いたかは関係なく各部分のすべ てを保護するからである。

   よって、すべてあなたによって書かれた著作物に対し、権利を主張し たりあなたの権利に異議を申し立てることはこの節の意図するところ ではない。むしろ、その趣旨は『ライブラリ』を基にした派生物ない し集合著作物の頒布を管理する権利を行使するということにある。

MEDIAEDGE

また、『ライブラリ』を基にしたわけではないその他の著作物を『ラ イブラリ』(あるいは『ライブラリ』を基にした著作物)と一緒に集め ただけのものを一巻の保管装置ないし頒布媒体に収めても、その他の 著作物までこの契約書が保護する対象になるということにはならない。

3. あなたは『ライブラリ』のあるコピーに対して、このライセンスの代わりに通常の GNU 一般公衆利用許諾契約書の条件を適用しても良い。そうするためには、あなたはこのライセンスに言及する告知をすべて、それらがこのライセンスではなく通常の GNU 一般公衆利用許諾書バージョン 2 を指すよう変更しなければならない。(もし通常の GNU 一般公衆利用許諾契約書のバージョン 2 よりも新しいバージョンが登場していたならば、あなたは希望によっては代わりにそのバージョンを指定することができる)。これらの告知には、その他のいかなる改変も加えてはならない。

   いったんあるコピーにこの改変が為されたならば、そのコピーに関してはそれを覆すことはできない。よって、そのコピーからその後作られたコピーと派生著作物のすべてには通常の GNU 一般公衆利用許諾契約書が適用されることになる。

   この選択肢は、あなたが『ライブラリ』のコードの一部をライブラリではないプログラムの一部としてコピーしたい場合に有用である。

4. あなたは上記第 1 節および 2 節の条件に従い、『ライブラリ』(あるいはその一部、または第 2 節における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。ただし、その場合あなたはそれらに対応する完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付し、上記第 1 節および 2 節の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で頒布しなければならない。

   オブジェクトコードの頒布が、指定された場所からコピーするためのアクセス手段を提供することで為されるとして、その上でソースコードも同等のアクセス手段によって同じ場所からコピーできるようになっているならば、オブジェクトコードと一緒にソースも強制的にコピーされるようになっていなくてもソースコード頒布の条件を満たすものとする。

5. 『ライブラリ』のいかなる部分の派生物も含まないが、それとコンパイルされるかリンクされることにより『ライブラリ』と共に動作するようデザインされているプログラムは、「『ライブラリ』を利用する著作物」と呼ばれる。そのような著作物は、単体では『ライブラリ』の派生著作物ではないので、この契約書の範囲外に置かれる。

   しかし、「『ライブラリ』を利用する著作物」に『ライブラリ』をリンクして実行形式を作成すると、それは「『ライブラリ』を利用する著作物」ではなく、『ライブラリ』の派生物となる(なぜならそれは『ライブラリ』の一部を含んでいるから)。そこで、実行形式はこのライセンスで保護される。第 6 節ではそのような実行形式の頒布の条件を述べる。

   「『ライブラリ』を利用する著作物」が、『ライブラリ』の一部であるヘッダファイルから採られたコード等を利用する場合、ソースコードはそうではなくても、その著作物をオブジェクトコードにしたものは『ライブラリ』の派生物になる可能性がある。これが真であるかは、その著作物が『ライブラリ』抜きでもリンクされうる場合、あるいは著作物がそれ自身ライブラリの場合特に重要である。これが真になるための閾値は法では正確には定義されていない。

   もしそのようなオブジェクトファイルが、数字のパラメタやデータ構造のレイアウト、アクセス機構または小さなマクロや小さなインライン関数(長さが 10 行かそれ以下)のみ利用するならば、そのオブジェクトファイルの利用は、それが法的に派生物とみなされようとみなされまいと制限されない。(このオブジェクトコードに加えて『ライブラリ』の一部を含む実行形式は依然として第 6 節の条件下に置かれるであろう)。

   他の場合、著作物が『ライブラリ』の派生物ならば、あなたはその著作物をオブジェクトコードにしたものを第 6 節の条件に従って頒布することができる。そういったオブジェクトコードが直接『ライブラリ』自身とリンクされているかどうかは問わず、その著作物を含むいかなる実行形式の利用も第 6 節の条件に従わなければならない。

6. 上記各節の例外として、あなたは「『ライブラリ』を利用する著作物」を『ライブラリ』と結合またはリンクして、『ライブラリ』の一部を含む著作物を作成し、その著作物をあなたが選んだ条件の下で頒布することもできる。ただしその場合、あなたの条件は顧客自身の利用のための著作物の改変を許可し、またそのような改変をデバッグするためのリバースエンジニアリングを許可していなければならない。

   あなたは著作物のそれぞれのコピーに、『ライブラリ』がその著作物の中で用いられていることと、その利用はこのライセンスで保護されていることを述べたはっきりとした告知を載せねばならない。また、あなたはこのライセンスのコピーを一部提供しなければならない。もし著作物が実行時に著作権表示を表示するならば、あなたはその中に『ライブラリ』の著作権表示を含めなければならず、更にユーザにこのライセンスのコピーの在処を示す参照文も含めなければならない。また、あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない:

a) 著作物に、著作物の中で行われたあらゆる改変 点(それらの改変点は上記第1節および2節の条件に従って頒布されなけれ ばならない)をすべて含む、『ライブラリ』の対応する完全かつ機械で読 み取り可能なソースコードを添付する。もし著作物が『ライブラリ』とリ ンクされた実行形式ならば、著作物を完全かつ機械読み取り可能な「『ラ イブラリ』を利用する著作物」のオブジェクトコードあるいはソースコー ド(どちらかでも可) と一緒にし、ユーザが『ライブラリ』を改変した後 に再リンクして、改変された『ライブラリ』を含む改変された実行形式を 作成できるようにする(ここでは、『ライブラリ』に含まれる定義ファイ ルの内容を改変したユーザは、改変された定義を利用するためにアプリケー ションを再コンパイルすることができる必要は必ずしも無いと理解されて いる)。

b) 『ライブラリ』とのリンクに適切な共有ライブ ラリ機構を用いる。適切な機構とは (1) ライブラリの関数を実行形式に コピーするのではなく、実行時にすでにユーザのコンピュータシステム上 に存在するライブラリのコピーを利用し、そして (2) ユーザがライブラ リの修正版をインストールした場合でも、そのような修正版が著作物が作 られた版とインターフェース的に互換である限り、修正版のライブラリで も適切に動作するようになっているものである。

c) 著作物に、著作物を受け取ったユーザに対し、 上記小節6aで指定されたものを、頒布に要するコストを上回らない程度の 手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になっ た申し出を添える。

d) 著作物の頒布が指定された場所からコピーする ためのアクセス手段の提供によって為される場合、上記で指定されたもの を同じ場所からコピーするのに要する同等のアクセス手段を提供する。

e) そのユーザが以上で指定されたもののコピーを すでに受け取っているか、あなたがすでにこのユーザにコピーを送ったか どうか確かめる。

ある実行形式について、「『ライブラリ』を利用する著作物」は、それから実行形式を複製する際必要なデータまたはユーティリティプログラムをすべて含めた形で頒布されなければならない。しかし特別な例外として、その部分自体が実行形式に付随するのでは無い限り、頒布されるものの中に、実行形式が実行されるオペレーティングシステムの主要な部分(コンパイラやカーネル等) と通常一緒に(ソースかバイナリ形式のどちらかで)頒布されるものすべてを含んでいる必要はないとする。

この必要条件が、オペレーティングシステムには通常付随しない、その他の独占的なライブラリのライセンスの制限と矛盾することがあるかもしれない。そのような矛盾が生じた場合、それはあなたがそういった独占的なライブラリと『ライブラリ』を、あなたが頒布する実行形式の中で両方とも使うことはできないということを意味する。

(訳注: 本契約書で「独占的(proprietary)」とは、ソフトウェアの利用や再頒布、改変が禁止されているか、許可を得ることが必要とされているか、あるいは厳しい制限が課せられていて自由にそうすることが事実上できなくなっている状態のことを指す。詳しくは http://www.gnu.org/philosophy/categories.ja.html#ProprietarySoftware を参照せよ。)

7. あなたは、『ライブラリ』を基にした著作物であるライブラリの一部分を、このライセンスで保護されていない他のライブラリの一部分と一緒に一つのライブラリ中で併存させることができ、またそのような結合されたライブラリを頒布することができる。ただし、その場合『ライブラリ』を基にした著作物とその他のライブラリの部分を分離した頒布も許可されていなければならず、また以下の二点を行わなければならない:

a) 結合されたライブラリに、同じ『ライブラリ』 を基にした著作物の、他のいかなるライブラリ機構とも結合していないコ ピーを添付する。これは上記各節の条件の下で頒布されなければならない。

b) 結合されたライブラリに、その一部が『ライブ ラリ』を基にした著作物であるという事実と、同じ著作物の対応する結合 されていない形式をどこで見つけられるか説明するはっきりとした告知を 載せる。

8. あなたは『ライブラリ』を、この契約書において明確に提示された行為を除き複製や改変、サブライセンス、リンク、あるいは頒布してはならない。他に『ライブラリ』を複製や改変、サブライセンス、リンク、あるいは頒布する企てはすべて無効であり、この契約書の下でのあなたの権利を自動的に終結させることになろう。しかし、複製物や権利をこのライセンスに従ってあなたから得た人々に関しては、そのような人々がこの契約書に完全に従っている限り彼らのライセンスまで終結することはない。

9. あなたはこの契約書を受諾する必要は無い。というのは、あなたはこれに署名していないからである。しかしながら、他にあなたに対して『ライブラリ』やその派生物を改変または頒布する許可を与えるものは存在しない。これらの行為は、あなたがこの契約書を受け入れない限り法によって禁じられている。そこで、『ライブラリ』(あるいは『ライブラリ』を基にした著作物全般)を改変ないし頒布することにより、あなたは自分がそのような行為を行うためにこの契約書を受諾したということ、そして『ライブラリ』とそれに基づく著作物の複製や頒布、改変についてこの契約書が課す制約と条件をすべて受け入れたということを示したものと見なす。

10. あなたが『ライブラリ』(または『ライブラリ』を基にした著作物全般)を再頒布するたびに、その受領者は元々のライセンス許可者から、この契約書で指定された条件と制約の対象となっている『ライブラリ』を、複製や頒布、リンク、あるいは改変する許可を自動的に得るものとする。あなたは、受領者がここで認められた権利を行使することに関してこれ以

上他のいかなる制限も課してはならない。あなたには、第三者がこの契約書に従うことを強制する責任はない。

11. 特許侵害あるいはその他の理由(特許関係に限らない)から、裁判所の判決あるいは申し立ての結果としてあなたに(裁判所命令や契約など)このライセンスの条件と矛盾する制約が課された場合でも、あなたがこの契約書の条件を免除されるわけではない。もしこの契約書の下であなたに課せられた責任と他の関連する責任を同時に満たすような形で頒布できないならば、結果としてあなたは『ライブラリ』を頒布することが全くできないということである。例えば特許ライセンスが、あなたから直接間接を問わずコピーを受け取った人間が誰でも『ライブラリ』を使用料無料で再頒布することを認めていない場合、あなたがその制約とこのライセンスを両方とも満たすには『ライブラリ』の頒布を完全に中止するしかないだろう。

この節の一部分が特定の状況の下で無効ないし実施不可能な場合でも、節の残りは適用されるよう意図されている。その他の状況では節が全体として適用されるよう意図されている。

特許やその他の財産権を侵害したり、そのような権利の主張の効力に異議を唱えたりするようあなたを誘惑することがこの節の目的ではない。この節には、人々によってライセンス慣行として実現されてきた、フリーソフトウェア頒布のシステムの完全性を護るという目的しかない。多くの人々が、フリーソフトウェアの頒布システムが首尾一貫して適用されているという信頼に基づき、このシステムを通じて頒布される多様なソフトウェアに寛大な貢献をしてきたのは事実であるが、人がどのようなシステムを通じてソフトウェアを頒布したいと思うかはあくまでも作者 / 寄与者次第であり、あなたが選択を押しつけることはできない。

この節は、この契約書のこの節以外の部分の一帰結になると考えられるケースを徹底的に明らかにすることを目的としている。

12. 『ライブラリ』の頒布や利用が、ある国においては特許または著作権が主張されたインターフェースのいずれかによって制限されている場合、『ライブラリ』にこの契約書を適用した元の著作権者は、そういった国々を排除した明確な地理的頒布制限を加え、そこで排除されていない国の中やそれらの国々の間でのみ頒布が許可されるようにしても構わない。その場合、この制限はこの契約書本文で書かれているのと同様に見なされる。

13. フリーソフトウェア財団は、時によって改訂または新版の劣等一般公衆利用許諾書を発表することができる。そのような新版は現在のバージョンとその精神においては似たものになるだろうが、新たな問題や懸念を解決するため細部では異なる可能性がある。

それぞれのバージョンには、見分けが付くようにバージョン番号が振られている。『ライブラリ』においてそれに適用されるこの契約書のバージョン番号が指定されていて、更に「それ以降のいかなるバージョン(any later version)」も適用して良いとなっていた場合、あなたは従う条件と制約として、指定のバージョンか、フリーソフトウェア財団によって発行された指定のバージョン以降の版のどれか一つのどちらかを選ぶことが出来る。『ライブラリ』でライセンスのバージョン番号が指定されていないならば、あなたは今までにフリーソフトウェア財団から発行されたバージョンの中から好きに選んで構わない。

14. もしあなたが『ライブラリ』の一部を、その頒布条件がこの契約書と矛盾する他のフリープログラムと統合したいならば、作者に連絡して許可を求めよ。フリーソフトウェア財団が著作権を保有するソフトウェアについては、フリーソフトウェア財団に連絡せよ。私たちは、このような場合のために特別な例外を設けることもある。私たちが決定を下すにあたっては、私たちのフリーソフトウェアの派生物すべてがフリーな状態に保たれるということと、一般的にソフトウェアの共有と再利用を促進するという二つの目標を規準に検討されるであろう。

無保証について

15. 『ライブラリ』は代価無しに利用が許可されるので、適切な法が認める限りにおいて、『ライブラリ』に関するいかなる保証も存在しない。書面で別に述べる場合を除いて、著作権者、またはその他の団体は『ライブラリ』を、表明されたか言外にかは問わず、商業的適性を保証するほのめかしやある特定の目的への適合性(に限られない)を含む一切の保証無しに「あるがまま」で提供する。『ライブラリ』の質と性能に関するリスクのすべてはあなたに帰属する。『ライブラリ』に欠陥があると判明した場合、あなたは必要な保守点検や補修、修正に要するコストのすべてを引き受けることになる。

16. 適切な法か書面での同意によって命ぜられない限り、著作権者、または上記で許可されている通りに『ライブラリ』を改変または再頒布したその他の団体は、あなたに対して『ライブラリ』の利用ないし利用不能で生じた一般的、特別的、偶然的、必然的な損害(データの消失や不正確な処理、あなたか第三者が被った損失、あるいは『ライブラリ』が他のソフトウェアと一緒に動作しないという不具合などを含むがそれらに限らない)に一切の責任を負わない。そのような損害が

生ずる可能性について彼らが忠告されていたとしても同様である。

条件と制約終わり

以上の条件をあなたが書いた新しいライブラリに適用するにはあなたが新しいライブラリを開発したとして、公衆によってそれが利用される可能性を最大にしたい場合には、そのライブラリを誰でも再頒布あるいは変更できるようフリーソフトウェアにすることをおすすめします。ライブラリの再頒布を以上で述べた条件(あるいは代わりに通常の一般公衆利用許諾契約書)の下で許可することによって、あなたはそのライブラリをフリーソフトウェアにすることができます。

以上の条件を適用するには、以下で示す告知をライブラリに付け加えて下さい。保証が存在しないということを確実に伝達するという意味で、最も安全なのはそれぞれのソースファイルの先頭にこれらの告知を付け加えることです。また、それぞれのファイルには少なくとも「著作権」のくだりと完全な告知の在処へのポインタが含められているべきです。

one line to give the library's name and an idea of what it does.
Copyright (C) year name of author

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

(訳:

ライブラリの名前と、それが何をするのかについての簡単な説明。
Copyright (C) 年　作者の名前

このライブラリはフリーソフトウェアです。あなたはこれを、フリーソフトウェア財団によって発行された GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書(バージョン 2.1 か、希望によってはそれ以降のバージョンのうちどれか)の定める条件の下で再頒布または改変することができます。

このライブラリは有用であることを願って頒布されますが、＊全くの無保証＊ です。商業可能性の保証や特定の目的への適合性は、言外に示されたものも含め全く存在しません。詳しくは GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書をご覧ください。

あなたはこのライブラリと共に、GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書の複製物を一部受け取ったはずです。もし受け取っていなければ、フリーソフトウェア財団まで請求してください(宛先は the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA)。

また、電子ないし紙のメールであなたに問い合わせる方法についての情報も書き加えましょう。

また、あなたは、必要ならば(プログラマーとして働いていたら)あなたの雇用主、あるいは場合によっては学校から、そのライブラリに関する「著作権放棄声明(copyright disclaimer)」に署名してもらうべきです。以下は例ですので、名前を変えてください:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library `Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

signature of Ty Coon, 1 April 1990
Ty Coon, President of Vice

MEDIAEDGE

(訳:
Yoyodyne, Inc., はここに、James Random Hacker 氏が書いたライブラリ「Frob」(ノブをひねるためのライブラリ) に関するすべての著作権を放棄します。

Ty Coon 氏の署名、1990 年 4 月 1 日
Ty Coon、副社長

あなたがしなければならないことはこれで全部です!